

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 2023年4月1日
(第81期) 至 2024年3月31日

兵機海運株式会社

目次

頁

表紙	
第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	4
4. 関係会社の状況	5
5. 従業員の状況	5
第2 事業の状況	6
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	6
2. サステナビリティに関する考え方及び取組	8
3. 事業等のリスク	9
4. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	11
5. 経営上の重要な契約等	15
6. 研究開発活動	15
第3 設備の状況	16
1. 設備投資等の概要	16
2. 主要な設備の状況	16
3. 設備の新設、除却等の計画	16
第4 提出会社の状況	17
1. 株式等の状況	17
(1) 株式の総数等	17
(2) 新株予約権等の状況	17
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	17
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	17
(5) 所有者別状況	17
(6) 大株主の状況	18
(7) 議決権の状況	18
2. 自己株式の取得等の状況	19
3. 配当政策	19
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	20
第5 経理の状況	35
1. 財務諸表等	36
(1) 財務諸表	36
(2) 主な資産及び負債の内容	67
(3) その他	69
第6 提出会社の株式事務の概要	70
第7 提出会社の参考情報	71
1. 提出会社の親会社等の情報	71
2. その他の参考情報	71
第二部 提出会社の保証会社等の情報	72

[監査報告書]

[内部統制報告書]

[確認書]

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2024年6月27日
【事業年度】	第81期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
【会社名】	兵機海運株式会社
【英訳名】	HYOKI KAIUN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大東 慶治
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島3丁目6番地1
【電話番号】	(078) 940-2351 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 梅崎 慎一
【最寄りの連絡場所】	神戸市中央区港島3丁目6番地1
【電話番号】	(078) 940-2351 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役財務部長 梅崎 慎一
【縦覧に供する場所】	兵機海運株式会社 大阪支店 (大阪市住之江区南港中6丁目3番44号) 兵機海運株式会社 東京支店 (東京都中央区京橋2丁目6番14号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第77期	第78期	第79期	第80期	第81期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	13,982	13,001	16,087	18,387	—
経常利益 (百万円)	318	209	523	609	—
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	161	324	358	442	—
包括利益 (百万円)	27	604	427	643	—
純資産額 (百万円)	2,535	3,081	3,456	4,000	—
総資産額 (百万円)	11,236	11,628	12,618	12,794	—
1株当たり純資産額 (円)	2,171.30	2,638.37	2,942.72	3,388.51	—
1株当たり当期純利益 (円)	138.65	277.56	305.94	375.07	—
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	22.57	26.50	27.39	31.27	—
自己資本利益率 (%)	6.34	11.54	10.97	11.86	—
株価収益率 (倍)	8.20	5.08	4.58	6.00	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	530	790	633	775	—
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△2,149	416	△1,061	△302	—
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	1,428	△605	379	△658	—
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	1,394	1,999	1,964	1,790	—
従業員数 (人)	226	230	231	237	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第79期の期首から適用しており、第79期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

3. 第81期より連結財務諸表を作成していないため、第81期の連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第77期	第78期	第79期	第80期	第81期
決算年月	2020年3月	2021年3月	2022年3月	2023年3月	2024年3月
売上高 (百万円)	13,922	12,942	16,025	18,364	14,636
経常利益 (百万円)	314	202	527	612	678
当期純利益 (百万円)	158	110	363	438	512
持分法を適用した場合の投資利益 (百万円)	—	—	—	—	9
資本金 (百万円)	612	612	612	612	612
発行済株式総数 (千株)	1,224	1,224	1,224	1,224	1,224
純資産額 (百万円)	2,536	2,867	3,248	3,786	4,609
総資産額 (百万円)	11,213	11,385	12,365	12,518	12,939
1株当たり純資産額 (円)	2,164.91	2,447.47	2,756.43	3,197.32	3,873.25
1株当たり配当額 (円)	50.00	50.00	92.00	115.00	130.00
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益 (円)	134.88	94.29	309.03	370.96	431.03
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	22.6	25.2	26.3	30.2	35.6
自己資本利益率 (%)	6.19	4.09	11.89	12.47	12.20
株価収益率 (倍)	8.43	14.95	4.53	6.07	5.81
配当性向 (%)	37.1	53.0	29.8	31.0	30.2
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	908
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	74
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	—	—	—	—	△737
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	—	—	—	—	2,043
従業員数 (人)	226	230	231	237	248
株主総利回り (%)	78.2	99.5	104.9	168.6	193.7
(比較指標：配当込み東証業種別株価指数(倉庫・運輸関連業)) (%)	(82.9)	(110.6)	(122.2)	(146.8)	(188.8)
最高株価 (円)	1,550	1,500	2,585	2,638	2,700
最低株価 (円)	925	1,001	1,221	1,362	1,856

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第79期の期首から適用しており、第79期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
3. 最高株価及び最低株価は2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第二部におけるものであります。
4. 第80期まで連結財務諸表を作成しているため、第80期までの「持分法を適用した場合の投資利益」、「営業活動によるキャッシュ・フロー」、「投資活動によるキャッシュ・フロー」、「財務活動によるキャッシュ・フロー」及び「現金及び現金同等物の期末残高」は記載しておりません。

2 【沿革】

- 1942年12月 兵庫機帆船運送株式会社設立。
兵庫県下の全内航海運業者218店及び船主を集約統合して内航海運業を開始。
- 1949年3月 兵庫機帆船株式会社に商号変更。大阪支店開設。
- 1949年9月 港湾運送事業届出。（現港湾運送事業各種免許）
- 1952年10月 木船運送法事業登録。（現内航海運業各種免許）
- 1953年3月 税関貨物取扱人免許取得。（現通関業免許）
- 1954年8月 兵機建物株式会社設立。
- 1957年10月 トラック運送事業を開始。（現一般区域貨物自動車運送事業免許）
- 1960年6月 兵機海運株式会社に商号変更。
- 1962年8月 水島出張所を開設。（現中国支店）
- 1964年10月 大阪証券取引所市場第二部に上場。
- 1968年8月 東京出張所を開設。（現東京支店）
- 1968年10月 大阪海運貨物事業協同組合に加入、港湾運送事業第1種免許取得。
- 1970年12月 倉庫業の営業免許取得。神戸港及び姫路港埠頭に倉庫を建設、営業開始。
- 1972年4月 神戸海貨事業協同組合を1種事業者8社と協同設立、神戸港ポートアイランドに進出。
- 1976年12月 旭物産株式会社設立。
- 1978年2月 新大同海運株式会社設立。主に中国、北朝鮮航路での輸送事業開始。
- 1986年4月 神戸港においてシップネッツセンターに加入、船積貨物の情報処理システムに着手。
- 1989年3月 高傑船舶貨運承攬有限公司（GOGET FREIGHT FORWARDING., LTD）と日・台間の輸送貨物の取扱いに関し相互代理店契約を締結。
- 1996年7月 中国支店事務所竣工、移転。
- 1998年4月 大阪物流センター竣工・営業開始、同センターに大阪支店移転。
- 2000年8月 姫路支店事務所竣工、移転。
- 2001年10月 旭物産株式会社と兵機建物株式会社が合併、株式会社ヒョウキに商号変更。
- 2003年10月 新大同海運株式会社を吸収合併。新たに新大同海運株式会社を設立。
- 2004年10月 株式会社ヒョウキを吸収合併。
- 2009年6月 新大同海運株式会社解散。
- 2010年4月 神戸物流センター竣工・営業開始、同センターに本社移転。
- 2013年7月 株式会社シンパの全株式を取得し子会社化。
東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場統合に伴い、東京証券市場第二部に上場。
- 2013年10月 株式会社シンパを吸収合併。
- 2013年12月 長門海運株式会社の全株式を取得し子会社化。
- 2015年1月 長門海運株式会社を吸収合併。
- 2016年2月 神戸税関長よりAEO通関業者（認定通関業者）の認定を受ける。
- 2020年1月 兵庫埠頭物流センター竣工・営業開始。
- 2022年4月 東京証券取引所の市場区分の見直しにより、東京証券取引所の市場第二部からスタンダード市場に移行。
- 2024年3月 連結子会社「K.S. LINES S.A.」の清算終了により、非連結（単体）会社となる。

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（兵機海運株式会社）、及び当社事業に密接に関わる関連会社2社により構成されており、内航海運、港湾運送、倉庫、外航海運等の事業活動を行っております。当社事業に係わる位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。

なお、次の2部門は「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1)財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

(海運事業)

内航海運……当社の主力事業であり、主として国内の海上輸送業務を行っております。関連会社(株)吉美に姫路港での荷役の一部を委託しております。また、関連会社七洋船舶管理(株)は船員派遣等内航海運に関連する事業を行っております。

外航海運……委託船を活用した国外の海上輸送業務を行っております。

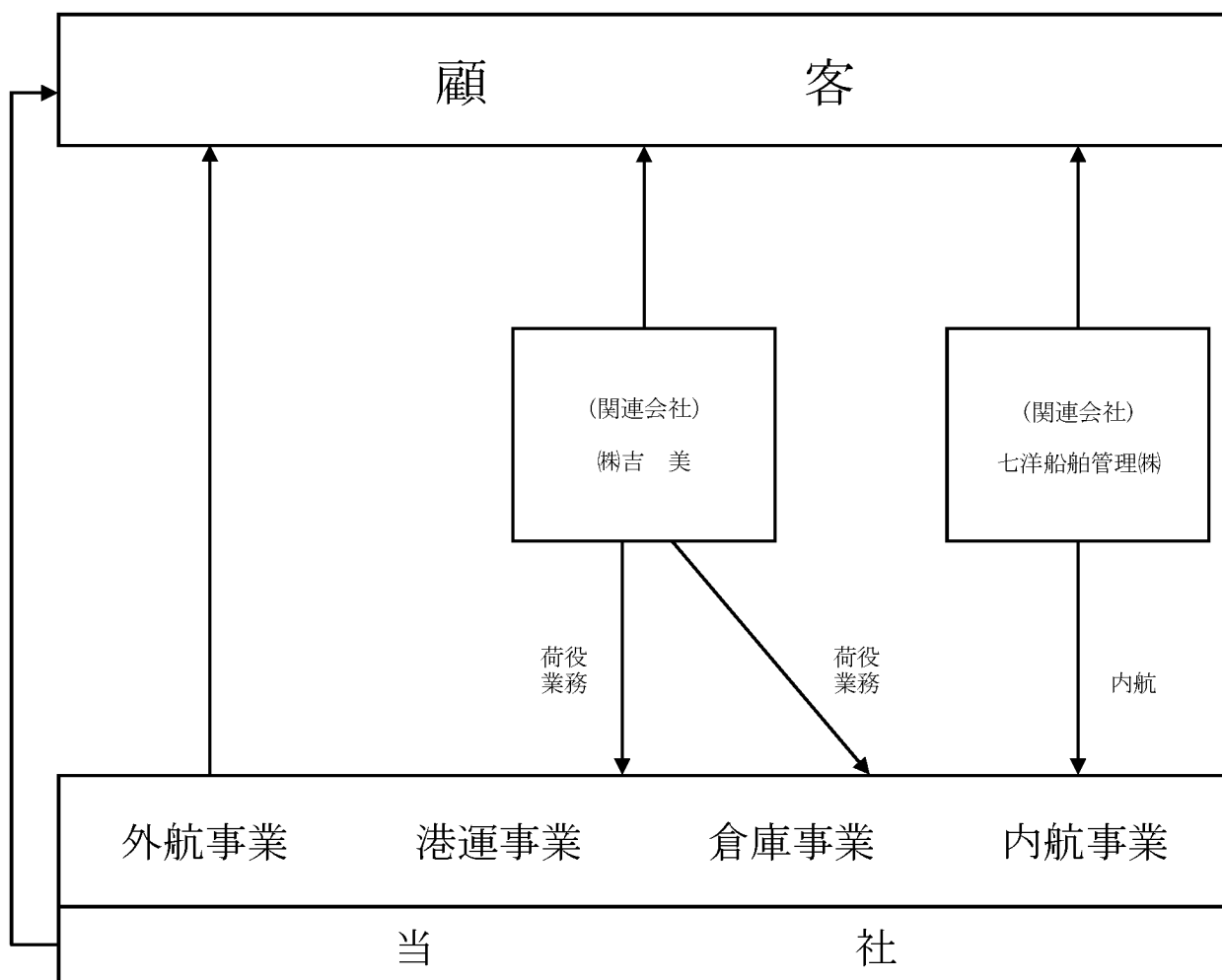
(港運・倉庫事業)

港運……当社の事業であり、神戸・大阪・姫路港で主として輸出入貨物を取扱っております。

倉庫……当社の事業であり、神戸・大阪・姫路港で展開しております。関連会社(株)吉美に姫路港において入出庫荷役を委託しております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

関連会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合 (%)	関係内容
榊吉美	兵庫県姫路市	35百万円	港運・倉庫 事業	32.5 (0.9)	当社及び当社以外の沿岸荷 役及び陸上輸送を行って おります。

(注) 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

2024年3月31日現在

従業員数 (人)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (円)
248	45.12	15.44	5,912,537

セグメントの名称	従業員数 (人)
海運事業	70
港運・倉庫事業	159
報告セグメント計	229
全社業務	19
合計	248

(注) 1. 従業員数は就業人員数（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

当社の職員の労働組合は、兵機海運株式会社従業員組合と称し単独の組合として運営しており、組合員数は122名でユニオンショップ制であります。船員4名は全日本海員組合に加入しており、作業員54名については、作業員代表との各種協約等による良好な労使関係を維持しております。

全般として、労使関係について特に記載すべき事項はありません。

(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率

当事業年度		補足説明
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注) 1.	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注) 2.	
1.9	20.0	特記事項はありません。

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号）の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 施行規則」（平成3年労働省令第25号）第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 「労働者の男女の賃金の差異」については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（平成27年法律第64号）の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 経営方針

当社は、「総合物流業者としてその業務を通じて社会に貢献する」という経営理念のもと顧客のニーズを先取りし、生産と消費をつなぐ物流のエキスパートを目指しております。そのニーズに具体的に応える高度な情報力と革新的でスピーディーな経営を行うとともに社会や環境との共存を図り、株主、顧客、社員の信頼と期待に応えてまいります。

(2) 経営戦略等

当社は、従来からの事業である「内航・外航海運」と「港運・倉庫」の強化と育成を以て、業容拡大を目指しております。

内航海運を中心とする国内物流にありましては、鉄鋼メーカーが生産する鋼材の海陸一貫輸送の取扱いを主力としております。この事業の業容拡大にはベース貨物となる鋼材輸送において、安全で安定した配船サービスの提供が最大の輸送責任と認識しております。そのためにも老朽船のリプレースによる高品質輸送の継続的な提供を考えております。また、備船船主との良好な関係の構築は不可欠であり、船主の経営強化を目指して新たな体制（共同管理）に着手し、当社と船主によって設立しました七洋船舶管理株式会社はその任に当たっております。これにより、当社の経営基調である「共存共栄」の精神の下、船腹の維持増強と市況変動に耐えうる強固な収益体制の向上に努めてまいります。

外航海運にありましては、スピーディーでフットワークの良い運航が当社の強みと認識しております。近年一定の成果をあげてまいりましたロシア航路については、主力貨物の輸出停止により中長期的に再開が困難であると判断し、当航路に投入していた自社船を売却し、船舶維持管理コストの改善を図りました。今後は代替航路による新たな収益基盤の構築に注力してまいります。また、インフラ整備等のプロジェクト輸送も収益基盤となっており、引き続き案件発掘に注力してまいります。また、東南アジアに絞った長期安定輸送貨物の獲得も目指しております。

国内の港運事業にありましては、AEO制度による認定業者として、輸出入貨物のリードタイムの短縮・コストの削減に努め、コンプライアンス重視の高品質な通関業務を顧客に提供し、危険品や他法令規制対象貨物など高付加価値貨物の取扱いの増強を図り、新たな顧客開発による収益力の向上を目指します。特に、国際複合輸送の分野にありましては、従来からの中国、台湾、韓国地域を中心に、最近ではタイ、ベトナム、インドネシア方面へとその取扱い商圈を広げつつありますが、これら業容拡大に欠かせない存在である海外物流パートナーへの訪問を積極的に行い、関係強化を推進することにより、相互に請負貨物の取扱量を拡大してまいります。

倉庫事業にありましては、港運事業との一体性を発揮し、きめ細かいサービスを顧客に提供することで自社倉庫のさらなる優位性の発揮を目指しております。近年は付加価値の高い危険物の取扱いに注力しており、姫路地区と神戸地区に建設した危険物倉庫が新たな収益基盤となっております。しかしながら、その収益性の高さから取扱いの競争も激化していることから、総合物流業者としての強みを生かし他部門連携の営業活動の強化に注力し、さらなる収益拡大を目指してまいります。また、危険物取扱者の人材育成等安全面にも配慮し、長期安定貨物のさらなる確保に努めてまいります。

(3) 経営環境

次期の経営環境の見通しにつきましては、コロナ禍からのリバウンド需要も一旦落ち着きを取り戻しましたが、物価上昇を上回る継続的な賃上げが中小企業まで波及すれば、国内景気は緩やかな回復傾向を維持すると予想されます。また企業の設備投資も、日銀と欧米の金融政策の影響による国内金利と為替動向を注視しつつも、緩やかに増加すると予想されます。一方で、中東情勢の更なる緊迫化とウクライナ紛争の長期化、米国大統領選挙の行方と米中貿易摩擦による経済安全保障上の規制など地政学的な影響が、港運事業、通関業及び外航事業において幅広い顧客の輸出入貨物を取扱う当社の懸念事項でもあります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

内航事業では、船舶運航及び維持管理コストの増加に応じた、また、当社の安心安全を約束した安定輸送サービスに見合った運賃への改定交渉を継続して実施し、適正利益の確保に努めてまいります。一方で、中長期的に内航船員数が減少傾向にあることに加え、小規模な船主は、船員高齢化などの影響により自主廃業を選択していくケースが今後増加すると予想されます。オペレーターとしての当社は、備船先への備船料を改定し、船主と一体となった経営で船団を維持するとともに効率配船に努め、新規備船先の開拓と関係会社や船員育成船を通じた若年船員の雇用促進を行ってまいります。

外航事業では、子会社を清算したことにより、船舶維持管理コストが無くなりました。今後は中央アジアやモンゴルなど、鉱物資源が豊富な国向けの設備取扱いの増加が見込めますので、中国の港を経由地とした三国間輸送貨物を物量に合わせた傭船契約にて配船し、準定期配船サービスの提供を目指します。また、同航路の強みを活かし中国発日本向けの輸入貨物の獲得も目指します。他の航路についても、他部署との連携及び当社と協力関係にある船会社と協業し、国内外で集荷活動を展開します。

港運事業では、2024年問題によりトラックドライバーの労働時間が制限され、元請け業者である当社にも、国内陸上輸送における適法な取組みが求められます。協力会社からの値上げ要請に応じたコスト上昇分を顧客へ転嫁できるよう、価格改定交渉を継続してまいります。また、収益率の向上を目指し、一般貨物以外に、付加価値が高く通関取扱いに専門知識を必要とする貨物の集荷営業を強化します。なお、大阪港及び神戸港においては、2025年開幕に迫った大阪・関西万博関連の建設資材や大型設備機器の荷動きが活発化してくると予想されますので、港運・倉庫事業と一体となった営業サービスをセールスし、受注機会を逃さないように努めてまいります。

倉庫事業では、将来的に予想される倉庫作業員の不足に対処すべく増員を図っており、その労務費が増加しております。倉庫事業の収益は、主に作業と保管に分かれておりますが、人員を活用できるのは作業面です。収益性を高めるため、回転率の良い輸出入コンテナ貨物の取扱いを増加させること、特に通常の海上コンテナには積めない大型貨物を積載するフラットラックコンテナ等の特殊コンテナとその付帯作業の取扱いを増やすよう営業活動を強化します。また、付加価値の高い危険物の取扱いは競争が激化しておりますが、屋外ヤード及び特殊荷役重機とそのオペレーターを有する当社の特長を活かし、ISOタンクコンテナの営業活動も引き続き強化してまいります。

当社は、船舶・倉庫等の大型設備を必要とする事業特性から自己資本比率が低いことが課題となっております。財務体質の強化を図るため、自己資本比率30%を確保することを経営指標として取組んでおり、そのためにも更なる経営の効率化を図り、売上高経常利益率5%、ネットDEレシオ1.0倍を目指した業務改善に取り組んでまいります。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社は、各セグメント別に特段の経営指標の設定はありませんが、当社全体での経営指標として、自己資本比率30%の確保を掲げ、売上高経常利益率、ネットDEレシオを重視しております。

当事業年度末における自己資本比率は前年同期より5.4ポイント上昇し35.6%、ネットDEレシオは0.84倍と、当面の目標である30%以上、1.0倍以下を達成いたしました。同業他社の水準等も勘案し、引き続き更なる財務体質の強化に努めてまいります。また、当事業年度の売上高経常利益率は前年同期より1.31ポイント上昇し4.64%となりました。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社のサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) ガバナンス

当社は、「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」において、「共存共栄」の精神のもと、荷主と協力業者との一体となった信頼関係を築く姿勢を経営思考の基盤とすることを定めております。また、経営理念として「私達は、専門知識の修得に努め、高度な見識をもって常に現状の改善をめざします」「私達は、感謝の気持ちと謙虚な心をもって業務に励み、信頼される会社を築きます」「私達は、総合物流業者としてその業務を通じて社会に貢献します」の3つを掲げ、「内航・外航海運事業」「港運・倉庫事業」を柱として、事業活動を通じた社会的課題の解決に取り組んでおります。

詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」をご参照ください。

(2) 戦略

(事業活動を通じた社会的課題の解決に関する方針)

当社は、国土交通省港湾局が創設した「みなとSDGsパートナー登録制度」に参画することとし、2023年6月30日付で登録されました。本制度を活用することで、みなとをフィールドとした企業として港湾の持続可能な発展を目指して取り組んでまいります。

具体的な取り組み内容としましては、内航船舶建造時における二酸化炭素低減化基準に沿った建造、環境に配慮した塗料の使用、SOx規制適合新燃料等への切り替え等に取り組んでおります。

また、神戸物流センターでは、トラック予約受付システムを導入し、トラックドライバーの荷待ち時間削減に向けた取り組みを行っております。

なお、この他にも、環境に配慮した取り組みとして、2024年3月、本社ビルの照明をLED化いたしました。また、ダイバーシティ推進の一環として、2024年5月に神戸で開催された「2024世界パラ陸上競技選手権大会」への協賛を行いました。

(人材の育成及び社内環境整備に関する方針)

当社は、経営理念として「私達は、専門知識の修得に努め、高度な見識をもって常に現状の改善をめざします」を掲げ、OJTによる業務修得、階層に応じた体系的な研修実施等を通じた人材育成に取り組んでおります。研修については、2022年度から外部セミナーを活用しており、2022年度は59人が延べ125講座、2023年度は70人が延べ172講座を受講しております。

内航船員の高齢化・将来の担い手不足等の課題に対処するため、事業パートナーである船主と共同で七洋船舶管理株式会社を設立し、船員の確保・育成に取り組んでおります。同社では、船員育成船への設備投資、女性船員の採用・若年船員の育成に特に力を入れております。

従業員が安心して働ける社内環境整備のため、安全衛生会議を毎月実施しております。

また、2022年10月の「育児・介護休業法」改正への対応として、「出生時育児休業(産後パパ育休)の創設」「育児休業の分割取得」等を制度化するなど、ワークライフバランスにも配慮した取り組みも行っております。なお、男性従業員の育児休業については、2023年度は対象者5名のうち1名が取得しております。

(3) リスク管理

当社におけるリスク管理は、代表取締役社長直轄のリスク管理委員会が、当社において発生しうるリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応等について検討し、その検討結果を取締役に報告する体制としております。

リスク管理体制の詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 ③企業統治に関するその他の事項 ロ. リスク管理体制の整備状況」をご参照ください。また、具体的なリスクについては、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」をご参照ください。

(4) 指標及び目標

サステナビリティ関連の指標及び目標について、現時点では具体的な数値目標は定めておりませんが、取締役会において、取組状況について適宜議論を行うことで、取組の実効性を高めてまいります。また、併せて数値目標の設定についても検討してまいります。

なお、当社は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64条)に基づく一般事業主行動計画として、2022年4月1日から2025年3月31日までの3年間で、「管理職に占める女性の割合を8%以上とする」目標を定めており、2024年3月末現在の実績は1.9%となっております。

詳細は、「第1 企業の概況 5 従業員の状況等 (4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率」をご参照ください。

3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が提出会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当社は、事業活動全般のリスクを全社的視点で、合理的かつ最適な方法で管理し、リスク情報の集約や全社的な管理体制を構築するためにリスク管理委員会を設けております。各部・各店にリスク管理者を置き、担当役員がこれらを管掌しております。これにより、定例的にリスクの洗い出しを行い、リスクを共有することでリスク管理を日常業務の一環としてリスク管理意識を向上せしめ、企業全体のリスク対応力の維持・向上を図っております。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

① 傭船先の経営状況の動向

当社は、内航海運事業において貨物の輸送責任を全うするために、船舶の確保が最優先課題となっております。そのために、傭船先との協調体制が必要であり、船主が船舶を調達するにあたり、船主への貸付金の実行や金融機関への債務保証を行っております。従いまして、経営環境の変化による傭船先の経営状況によっては、貸倒損失の発生や債務保証の履行等による当社が損失を被るリスクを負っており、当社の業績および財務に影響を及ぼす可能性があります。これらのリスク回避の為に、通常の訪船活動でのモニタリングに加え、傭船先の財務諸表等により経営状況を常に注視しております。

② マーケット動向

当社は、外航事業において、近海マーケットに着目した積極的な事業展開を図っております。しかし、近海マーケットの需要減退、競争激化または船腹需給バランス等の影響による船舶の稼働率が低下する可能性があり、その結果、当社の業績および財務に影響を及ぼす可能性があります。これらのリスク回避の為に、主要航路の複線化、取扱貨物の多様化に向けた営業活動を展開しております。

③ 金利動向

当社の資金調達手段は間接金融に負うところが大きく、金利動向が業績に影響を及ぼす可能性があります。倉庫や船舶といった大型設備投資に係る調達については、原則として金利スワップ取引による金利の固定化を図っておりますが、変動金利で調達している資金については金利上昇により利払負担が増加するリスクがあります。マイナス金利政策が解除されるなど、今後の金利上昇が見込まれる環境にあることから、引続き金利動向を注視してまいります。

④ 為替動向

当社の事業においては、外貨建取引もあり、為替動向により当社の損益に影響を及ぼす可能性があります。しかしながら、外航事業におけるドル建て売上と港運事業でのドル建てのフレイト支払等で相殺され、為替変動リスクは従前より軽減されております。

⑤ 燃料価格の動向

燃料油価格は世界的な原油需給、産油国の動向等により変動しますが、燃料油の価格の著しい高騰等により、当社の業績及び財務に影響を及ぼす可能性があります。これらに対処するために、主要取引先にはバンカーサーチャージの制度導入をお願いしており、この制度の適用拡大を引続き図ってまいります。

⑥ 特定の取引先（高売上比率先）の動向

当社は、大和工業株式会社グループからその物流部門を請け負っており、またJFE物流株式会社グループとも多くの取引を頂いておりますが、その輸送品目は鉄鋼であり、両社グループからの売上は全売上の36.8%を占めております。経済活動の産業基礎物資である鉄鋼は景気に左右されることから、今後の景気動向、ひいては日本の景気に強い影響力のある中国の動向によりましては経営に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、内航事業での主要貨物である鉄鋼の輸送は船舶が中心となることから、輸送需要の減少下であっても長年に培ったノウハウで顧客満足度をより一層高めるサービスの強化を図っております。さらには、環境負荷が軽いモーダルシフトへの時代を見据えた取扱貨物の複線化を目指しております。

⑦ 法的規制の動向

当社の事業は、事業展開する各国において、事業・投資の許可、国家安全保障等による輸出制限などの政府規制の適用を受けるとともに、通商、独占禁止、環境・リサイクル関連の法的規制を受けております。さらに、国内においても事業継続に必要な各種の法的規制を受けております。これらの規制を遵守できなかった場合、業務停止などの重いペナルティーを受ける可能性があります。当社では、法令違反による信頼の失墜が事業存続に大きな影響を与えることから、コンプライアンス委員会を設けております。各部・各店ごとにコンプライアンス委員を指名し、最高責任者には代表取締役社長が就いております。この活動を通じて業務の適正を確保するとともに、外部の専門家に適宜意見を求めて、その補完としております。

⑧ 自然災害等の発生

当社の事業拠点において自然災害が発生した場合には、顧客の輸送サービスが停止することによる売上高の減少、また被災設備の修復に一時的な費用負担が発生し、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。当社では、近年の自然発生の頻度から想定しうる範囲内で、顧客サービスの維持・従業員の安全・当社施設の保全に現場からの意見を重視しながら、全社的に取り組んでおります。

⑨ その他

輸送貨物や保管貨物の安全確保が不十分な場合には、貨物保証リスクの懸念があります。

また、当社の輸送手段である船舶については、社有船はもとより傭船にも付保しておりますが、事故等による運航リスクがあります。

当社では、このような事故が発生した場合、当社に対する顧客の信頼や社会的評価が失墜し、当社の業績及び財務に影響を及ぼす可能性があります。これらの事故を未然に防ぐためには、内航・外航海運事業では、月次の船舶安全会議及び訪船時の注意喚起、倉庫部門では月次の安全衛生会議及び外部の専門家による安全衛生講習等による指示事項の順守を図っております。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当事業年度における当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

なお、当社は、2023年3月期は連結業績を開示しておりましたが、当事業年度より非連結での業績を開示しております。そのため、セグメント別の前期比は記載しておりません。

①財政状態及び経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、ロシアによるウクライナ紛争の長期化や中東情勢の緊迫化、中国経済の成長鈍化、円安影響による食料品やエネルギー価格高騰などの懸念がありつつも、日経平均株価が史上最高値を更新するなど景況感は緩やかに改善しました。また、新型コロナウイルス禍により停滞していた個人消費の持ち直しや円安を背景としたインバウンド需要も拡大するなど、企業収益も回復基調で推移いたしました。

このような状況下におきまして、当社は「安全・迅速・信頼」をモットーに、国民生活と企業活動のライフラインを支える物流業者として、如何なる時世にも顧客に対する輸送責任を果たす「堅実な兵機」との信頼を得るべく、事業展開を進めてまいりました。

内航事業では、燃料油の高騰、船員労務費や備船費用などのコスト増加要因を緩和すべく、一部荷主との海上運賃改定交渉を進めました。また、効率配船に努め、不稼働率を減少させました。

外航事業では、主に建機類の輸送を行っていた極東ロシア向け航路が中長期的に再開出来ないと経営判断をして、投入していた社船を売船し、船舶維持管理コストの改善を図りました。

港運事業では、取引形態を見直した結果、一部取引について、従来売上高として請求していたものを2023年10月以降は立替金として請求することとしたため売上高は減少しましたが、原価も同額減少したため営業利益には影響しませんでした。

倉庫事業では、輸出入コンテナ貨物の取扱量や付帯作業が伸び悩みました。また、減価償却費の増加や、倉庫作業員を増員したことによる労務費の増加などもあり、苦戦を強いられました。

なお、当社は、2024年2月13日開催の取締役会において、外航船舶の所有及び船舶運航管理業を営んでいた海外子会社である K. S. LINES S. A. を解散することを決議し、同年3月で清算終了いたしました。

これらの結果、当事業年度の財政状態及び経営成績は以下のとおりとなりました。

a. 財政状態

当事業年度末における資産合計は、前事業年度末に比べ420百万円増加し、12,939百万円となりました。

当事業年度末における負債合計は、前事業年度末に比べ402百万円減少し、8,329百万円となりました。

当事業年度末における純資産合計は、前事業年度末に比べ822百万円増加し、4,609百万円となりました。

b. 経営成績

当事業年度の売上高は、14,636百万円（前期比3,728百万円減 79.7%）と大きく減収となりましたが、これは上記の取引形態見直しの特殊要因によるものです。営業利益は519百万円（前期比40百万円減 92.8%）となりました。一方で、経常利益は、営業外収益として貸倒引当金戻入額89百万円を計上したこと等により678百万円（前期比66百万円増 110.9%）となりました。また、当期純利益は、子会社清算に伴う特別利益30百万円を計上し、512百万円（前期比73百万円増 116.8%）となりました。

当事業年度におけるセグメントの営業状況は次のとおりです。

1) 海運事業

（イ）内航事業・・・鋼材及び原材料スクラップの鉄鋼輸送は、前年同期比で4.5%減の輸送量となり、伸び悩みました。また、船舶燃料油の高止まり、船員確保のための労務環境改善に係る費用や船団維持に欠かせない備船費用の引上げ、新船建造費用やドック費用の高騰など、年々運航コストの増加が続いております。内航事業を営む経営環境の厳しさを吸収緩和すべく、荷主へ海上運賃の適正化に向けた改定交渉を進めるとともに、気象海象の悪化による運航休止や船体修繕による不稼働を減少させるべく、効率配船にも努めました。また、鋼船による運航を補完する社艇を積極的に活用し、収益率の改善を図りました。

結果としまして、取扱量が1,823千トンとなり、売上高は6,930百万円、営業利益は308百万円となりました。

(ロ) 外航事業・・・運航サービスを提供していた極東ロシア向けの航路は、経済制裁により顧客の輸出入貿易が中長期的に再開出来ないため、当航路に投入していた自社船を売船し、船舶維持管理コストの改善を図りました。中国、台湾、韓国など他の航路につきましては、顧客のニーズに合った運航サービスを提供し、収益の確保に努めました。

結果としまして、売上高は1,293百万円、営業利益は101百万円となりました。

2) 港運・倉庫事業

(イ) 港運事業・・・輸出入者の依頼に応じて船会社に支払っていた各種費用の取引形態を見直し、2023年10月以降は立替金として請求することとした影響もあり、売上高は減少しましたが、原価も同額減少したため、営業利益への直接的な影響はありませんでした。なお、日本の主要な貿易国である中国の景気が減速した影響と円安影響で輸入貨物の取扱いは伸び悩みましたが、輸出をメインとする主要顧客の取扱いは安定して推移しました。また、海上コンテナ輸送料金などの価格改定や新規顧客の獲得のため、他のセグメントとの共同セールスを行い、営業利益の確保に努めました。

結果としまして、売上高は4,819百万円、営業利益は101百万円となりました。

(ロ) 倉庫事業・・・輸出入コンテナ貨物の作業を主とする神戸、大阪の一般倉庫は、中国景気後退の影響を受け、前期比較で取扱コンテナ本数及び関連する梱包などの付帯作業が減少しました。また、前期堅調であった姫路倉庫の鋼材取扱いも減少しました。更には、兵庫埠頭物流センターでの危険品の取扱いも、競合他社が危険品倉庫を新設し始め、受注競争が始まり伸び悩みました。新規貨物を獲得すべく営業活動を強化しましたが、固定資産税及び設備機材の減価償却など固定費増加や、作業員の高齢化を是正するため新規に増員した人件費も負担となり、倉庫事業全体で苦戦しました。

結果としまして、売上高は1,592百万円、営業利益は8百万円となりました。

② キャッシュ・フローの状況

当事業年度における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）は2,043百万円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果、獲得した資金は908百万円となりました。

主な内訳は、税引前当期純利益709百万円、減価償却費369百万円等に対して、法人税等の支払額300百万円、貸倒引当金の減少額86百万円等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果、獲得した資金は74百万円となりました。

主な内訳は、長期貸付金の回収による収入77百万円、子会社の清算による収入30百万円等に対して、長期貸付けによる支出12百万円、有形固定資産の取得による支出11百万円等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果、使用した資金は737百万円となりました。

主な内訳は、長期借入金の返済による支出1,259百万円、短期借入金の純減少額400百万円、配当金の支払額135百万円等に対して、長期借入れによる収入1,100百万円等によるものであります。

③事業部門別売上高、輸送品目別トン数及び売上高の実績

(1) 事業部門別売上高明細

当事業年度における事業部門別売上高をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	数量 (千トン)	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
(海運事業)			
内航事業	1,823	6,930	—
外航事業	161	1,293	—
(港運・倉庫事業)			
港運事業	1,418	4,819	—
倉庫事業	222	1,592	—
合計	3,624	14,636	—

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

(2) 輸送品目別トン数及び売上高明細

当事業年度における輸送品目トン数及び売上高を示すと、次のとおりであります。

輸送品目別	数量 (千トン)	金額 (百万円)	前年同期比 (%)
鉄鋼	1,921	7,477	—
飼料	97	179	—
農水産品	231	590	—
油糧	90	164	—
鉱石類	22	85	—
機械類	123	1,266	—
紙・パルプ	11	17	—
自動車関連	53	159	—
石膏	168	217	—
その他貨物	907	4,477	—
合計	3,625	14,636	—

(注) 1. 外航事業・内航事業・港運・倉庫事業を合算したものであります。

2. 主な相手先別の販売実績及び総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	金額(百万円)	割合 (%)
大和工業株式会社グループ	4,070	27.8
J F E 物流株式会社グループ	1,312	9.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

①財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

1) 財政状態

(資産合計)

当事業年度末における資産合計は12,939百万円となり、前事業年度末と比較して420百万円増加いたしました。

流動資産は3,978百万円となり、前事業年度末と比較して125百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金の増加258百万円、その他に含まれる立替金の増加219百万円等に対して、売掛金の減少371百万円等によるものであります。立替金の増加及び売掛金の減少は、2023年10月以降、一部取引について従来売上高として請求していたものを立替金として請求することとしたことによるものです。

固定資産は8,960百万円となり、前事業年度末と比較して294百万円増加いたしました。これは主に、時価の上昇等による投資有価証券の増加623百万円、貸倒引当金の減少80百万円等に対して、減価償却等による有形・無形固定資産の減少369百万円、長期貸付金の減少67百万円等によるものであります。

(負債合計)

当事業年度末における負債は8,329百万円となり、前事業年度末と比較して402百万円減少いたしました。

流動負債は4,168百万円となり、前事業年度末と比較して424百万円減少いたしました。これは主に、短期借入金の減少352百万円、未払法人税等の減少129百万円等に対して、買掛金の増加52百万円等によるものであります。

固定負債は4,161百万円となり、前事業年度末と比較して21百万円増加いたしました。これは主に、繰延税金負債の増加228百万円等に対して、長期借入金の減少207百万円等によるものであります。

(純資産合計)

当事業年度末における純資産は4,609百万円となり、前事業年度末と比較して822百万円増加いたしました。これは主に、当期純利益の計上512百万円、その他有価証券評価差額金の増加432百万円等に対して、配当金による減少136百万円等によるものであります。

2) 経営成績

(売上高)

当事業年度の売上高は、14,636百万円（前期比3,728百万円減 79.7%）と大きく減収となりました。

セグメント別では、内航事業6,930百万円、外航事業1,293百万円、港運事業4,819百万円、倉庫事業1,592百万円となりなりました。

これらの要因につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況 b. 経営成績」をご覧ください。

(営業利益)

当事業年度の営業利益は519百万円（前期比40百万円減 92.8%）となりました。

セグメント別では、内航事業308百万円、外航事業101百万円、港運事業101百万円、倉庫事業8百万円となりました。

これらの要因につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要 ①財政状態及び経営成績の状況 b. 経営成績」をご覧ください。

(経常利益)

当事業年度の営業外収益は198百万円(前期比98百万円増 197.5%)となりました。主な要因は、貸倒引当金戻入額の増加89百万円、受取配当金の増加12百万円等によるものであります。

当事業年度の営業外費用は39百万円(前期比8百万円減 82.0%)となりました。主な要因は、支払利息の減少3百万円等によるものであります。

以上の結果、経常利益は678百万円(前期比66百万円増 110.9%)となりました。

(当期純利益)

特別利益として子会社清算益30百万円を計上したことにより、税引前当期純利益は709百万円(前期比90百万円増 114.5%)となり、法人税等合計197百万円を差し引いた結果、当期純利益は512百万円(前期比73百万円増 116.8%)となりました。

②キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

イ) キャッシュ・フロー

当事業年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりです。

ロ) 契約債務

2024年3月31日現在の契約債務の概要は以下のとおりであります。

契約債務	年度別要支払額 (百万円)				
	合計	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超
短期借入金	1,600	1,600	—	—	—
長期借入金	4,235	932	1,150	700	1,452
リース債務	63	27	30	2	3

上記の表において、貸借対照表の短期借入金に含まれている1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めております。

当社の第三者に対する保証は、傭船船主・協力会社の借入金等に対する債務保証であります。保証した借入金等の債務不履行が保証期間に発生した場合、当社が代わりに弁済する義務があり、2024年3月31日現在の債務保証額は、786百万円であります。

ハ) 財務政策

当社は、運転資金及び設備資金につきましては、内部資金又は銀行借入により資金調達することとしております。このうち、銀行借入による資金調達に関しましては、運転資金については借入時の金融情勢を考慮して短期借入金及び長期借入金にて調達し、船舶建造、倉庫建設などの設備資金については、一部を除き固定金利の長期借入金にて調達しております。変動金利での借入分は金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジを行っております。

③重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社の財務諸表は、わが国において、一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

特記事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2024年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 付属設備	船舶	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他		合計
神戸物流センター (神戸市中央区)	海運事業 港運・倉庫事業 全社管理業務	本社事務所 ・倉庫・船舶	1,146	0	5	1,004 (10,058)	59	2,217	99
兵庫埠頭物流セン ター (神戸市兵庫区)	港運・倉庫事業	倉庫	1,583	—	58	1,039 (10,395)	190	2,872	27
東京支店 (東京都中央区)	海運事業 港運・倉庫事業	賃借事務所	—	—	—	—	—	—	11
大阪支店 (大阪市住之江区)	港運・倉庫事業	支店事務所 ・倉庫	165	—	1	—	1	169	28
姫路支店 (兵庫県姫路市)	海運事業 港運・倉庫事業	支店事務所 ・倉庫・船舶	197	603	7	470 (9,186)	28	1,307	77
中国支店 (岡山県倉敷市)	海運事業 港運・倉庫事業	支店事務所	15	—	—	50 (640)	0	66	6

(注) 1. 帳簿価額の内「その他」は構築物、工具、器具及び備品、リース資産であります。

2. 現在休止中の設備はありません。

3. 上記の他、主要な賃借設備として、以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	土地の面積 (㎡)	年間賃借料 (百万円)
神戸物流センター (神戸市中央区)	港運・倉庫事業	倉庫設備	10,553	36
兵庫埠頭物流セン ター (神戸市兵庫区)	〃	〃	9,456	35
大阪支店 (大阪市住之江区)	〃	〃	2,178	36

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の改修

該当事項はありません。

(3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,000,000
計	4,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2024年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2024年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,224,000	1,224,000	東京証券取引所 スタンダード市場	単元株式数 100株
計	1,224,000	1,224,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年10月1日 (注)	△11,016	1,224	—	612	—	33

(注) 株式併合(10:1)によるものであります。

(5)【所有者別状況】

2024年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	6	14	69	11	10	1,250	1,360	—
所有株式数 (単元)	—	822	640	3,545	185	23	6,951	12,166	7,400
所有株式数 の割合(%)	—	6.76	5.26	29.14	1.52	0.19	57.13	100.00	—

(注) 1. 自己株式33,849株は、「個人その他」に338単元、「単元未満株式の状況」に49株含まれております。

2. 上記「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が1単元含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2024年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合 (%)
ふたば会	神戸市中央区港島3丁目6番地1号	61	5.17
共栄火災海上保険株式会社	東京都港区新橋1丁目18番6号	45	3.78
兵機海運(株)従業員持株会	神戸市中央区港島3丁目6番地1号	32	2.73
有限会社山広運輸興業	大阪府狭山市茱萸木7丁目2097番地の16	31	2.66
有限会社福田商事	富山県小矢部市上野本52番地7	25	2.10
大東 洋治	神戸市北区	24	2.03
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	21	1.78
平井 清隆	岡山県倉敷市	19	1.60
細羽 強	広島県福山市	18	1.54
株式会社笠組	福岡市東区箱崎ふ頭1丁目6番地26号	18	1.52
計	—	296	24.91

(注) ふたば会は当社の取引先で構成される持株会であります。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2024年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 45,400	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,171,200	11,712	—
単元未満株式	普通株式 7,400	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	1,224,000	—	—
総株主の議決権	—	11,712	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄には、証券保管振替機構名義の株式が100株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数1個が含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式49株が含まれております。

② 【自己株式等】

2024年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 兵機海運株式会社	神戸市中央区港島 3丁目6番地1号	33,800	—	33,800	2.76
(相互保有株式) 株式会社吉美	兵庫県姫路市大津区吉美 209番地の2	11,600	—	11,600	0.95
計	—	45,400	—	45,400	3.71

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	8	17,200
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (譲渡制限付株式付与のための自己株式の処分)	5,800	12,376,214	—	—
保有自己株式数	33,849	—	33,849	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2024年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、企業業績及び今後の事業展開を勘案した安定的かつ積極的な配当を実施することを基本方針としております。安定配当を基本とし、EPS (1株当たり当期純利益) 100円を上回る場合は、配当性向30%以上または1株当たり50円のいずれか高い基準での配当施策を進めてまいります。また、毎事業年度における配当は期末配当にて剰余金の配当を行うことを基本方針とし、配当の決定機関は株主総会としております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり130円の配当を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は30.2%となりました。

また、当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
2024年6月27日 定時株主総会決議	154	130

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスとは、効率的かつ健全な企業経営を可能にするシステムをいかに構築し、それを運営・管理するプロセスそのものであると考えております。当社では、株主の視点に立って企業経営の透明性を高め、経営資源の最適配分によってステークホルダー（株主、債権者、取引先、従業員等）の利益を最大化するための体制づくりをコーポレート・ガバナンスの目標としております。

②企業統治の体制及び当該体制を採用する理由

イ. 企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社として機関設計されており、株主総会、取締役会、監査等委員会、会計監査人等の法律上の機能に加えて、合同会議や支店長会議においても、経営戦略等の審議・検討を行っております。

取締役会は、代表取締役社長の大東慶治を議長とし、大東洋治、平井清隆、内田一彦、松岡和良、田中清隆、梅崎慎一の他、監査等委員である松本利晴、監査等委員で社外取締役である五島大亮及び濱田在人の10名で構成しており、経営方針等の重要事項に関する意思決定及び業務執行の監督機関として、毎月1回定期的に開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会も随時開催することとしております。当事業年度は15回開催しており、具体的な検討内容は、業績の進捗状況報告、決算の承認及び事業戦略の検討等であり、個々の取締役の出席状況は以下のとおりです。

大東洋治	15回	大東慶治	15回	平井清隆	15回	内田一彦	15回	松岡和良	15回
松本利晴	15回	五島大亮	12回	濱田在人	14回				
橋田光夫	3回								

監査等委員会は、常勤の監査等委員である松本利晴を委員長とし、社外取締役である五島大亮及び濱田在人を委員とする3名で構成しており、毎月1回定期的に開催し、取締役会付議事項の事前審議や重要な稟議事項の内容審査を行い、必要に応じて適宜意見を述べ、不明瞭な部分への追加報告等を求めるなど、会社業務全般に関する適正性の確保と向上に努めております。

合同会議は、専務の平井清隆を議長とし、内田一彦、松岡和良、田中清隆、梅崎慎一の他、経営幹部社員2名を加えた7名で構成しており、多面的な経営観点から会社の業務執行の方向性を検討し、必要に応じて取締役会に上程しております。また、合同会議の運営を通じて経営幹部社員の取締役候補者としての研鑽の場としても位置づけております。

諮問委員会は、取締役会において指名され、会長、社長及び監査等委員である取締役以外を対象に、若干名の取締役をもって構成され、「取締役等の選任や退任に関する事案」や「報酬に関する事案」の他、「重要な業務執行の事案」や「会社との利益相反に係る事案」について事前に検討協議し、その内容や重要性に応じて、独立審議会または監査等委員会に事前提出し、助言や関与を得て、取締役会に上程付議する役割を担っております。

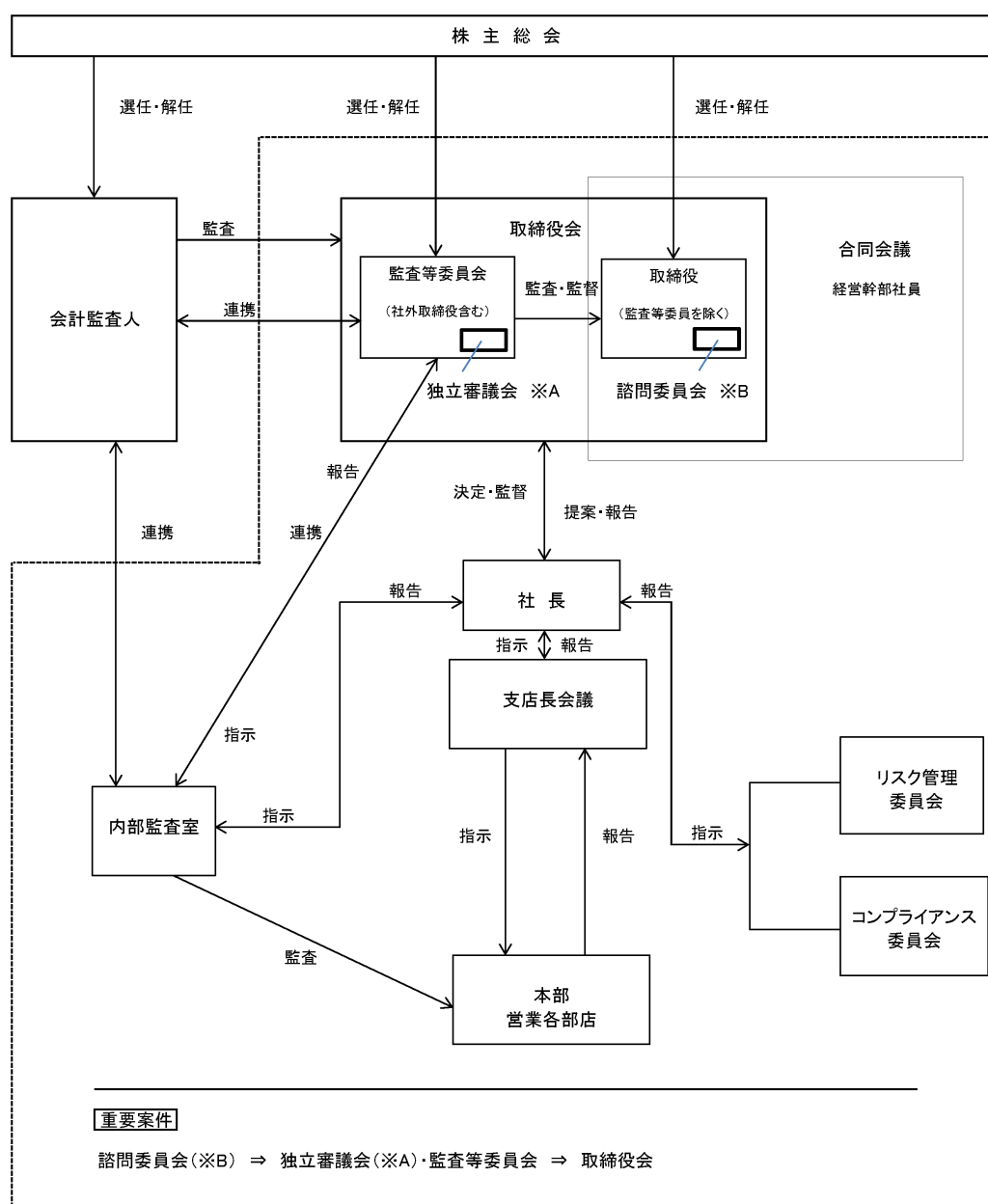
独立審議会は、独立社外取締役を主として構成され、諮問委員会より提出された取締役候補の指名並びに取締役の報酬などの最重要案件等について、独立性と客観性の観点から審議を行っております。

支店長会議は、代表取締役社長の大東慶治を議長とし、前述の取締役会の構成員（社外取締役である五島大亮及び濱田在人を含む）10名に加え、経営幹部社員2名及び支店長クラスの会社幹部社員7名の計19名で構成しており、会社の決定事項の具現化、課題の対策などを協議し、情報共有を図っております。また、その情報と指示は、グループ組織全体にトップダウンされ、同時に同会議の討議内容は経営陣幹部にボトムアップされております。

ロ. 企業統治の体制を採用する理由

取締役会における議決権を有する複数名の独立社外取締役からなる監査等委員会による取締役の監査・監督機能を最大限に活用し、透明性と機動性の高い経営の実現で、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化と経営の効率化が図れると判断しております。

当社の提出日現在のコーポレート・ガバナンス体制及び内部統制体制の関係は次のとおりです。



③企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システムの整備の状況

当社は、内部統制システム基本方針を次のとおり定めております。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、企業としての意思決定の透明性や公正性を高めるための基本指針としてこの継続的な向上を図る。
- ・役員、社員が日常の業務を遂行するにあたって守るべき行動基準「コンプライアンス規程」を定め、社会的責任を果たし、関係法令を遵守した行動を実践する。また、その徹底を図るため、内部監査室をコンプライアンスの統括部署と定め、同部署を中心にコンプライアンス教育を行う。
- ・不適切な財務報告や不正に関連する情報が適時に監査等委員（会）に入るシステムとして「内部通報規程」を設け、相互牽制の強化を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務の執行に係る情報については「文書管理規程」により保存・管理する。
- ・取締役は「文書管理規程」により常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制
 - ・リスクを全社的視点で合理的かつ最適な方法で管理してリターンを最大化するために「リスク管理規程」を制定し、リスク情報の集約や全社的な管理体制を構築するために「リスク管理委員会」を設置し、リスクについては各部門で潜在的リスクも含めて定例的に洗替を実施する。
 - ・さらに、高度な危機管理としての「経営危機管理規程」を制定し、当社の経営に重大な影響を与える不測の事態に必要な初期対応を迅速に行い、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整える。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・各種の専門的な経営課題については必要に応じて担当取締役が主導する会合等で検討し、月例の取締役会での審議を効率的にすすめるボトムアップの役目を果たす一方、期間ごとに開催される支店長会議では、各店からの課題解決の方向性を定めた上で、期間単位で着実にこの進捗を評価、指導していくトップダウンの役目が融合し、取締役の職務の執行の効率化を図る。
 - ・「職務分掌規程」「職務権限規程」により職責の明確化と内部牽制が機能する体制を整備する。
 - ・「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従い、重要な判断事項では上程、事前審査、裁決と3段階の検討機関を経ることにより、より重点的効率的な職務執行を可能とする。
5. 当会社における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社は、2024年3月期をもって連結子会社を清算結了した。その為、現在は企業集団としての業務の適正を確保する体制の整備は行っていないが、将来的に連結子会社等、企業集団を再構成する場合は、速やかに元の体制（＝企業集団の業務を当社の内部統制の管理下において当社役職員が直接執行し、業務適正性・グループの一体管理を実践）を整備する。
 - ・当社は、内部統制担当部門（内部監査室）が主体となり内部統制規程集等、社内整備されている各種規程の遵守状況をモニタリングし、内部統制システムの実施状況を取締役会及び監査等委員会に報告している。
6. 監査等委員会の職務を補助すべき者に関する事項（その者の独立性及び監査等委員会からの指示の実効性の確保に関する事項を含む）
 - ・監査等委員会は、内部監査室の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその業務に必要な命令を受けた職員はこれに関し、監査等委員以外の取締役から何ら指示を受けない立場で遂行しなければならない。
 - ・取締役もまた監査等業務の遂行に違背する行為をしない旨を「取締役会宣言」において定め、社内常時開示をもってこの実効性を確保する。
 - ・監査等委員会は、適切な職務遂行のため監査等の環境の整備に努め、かつ取締役会は、監査等委員会の職務の遂行のための必要な体制の整備に留意する。
 - ・「兵機コーポレートガバナンス・ガイドライン」に従い、監査等委員会に対し能動的に情報を提示説明することを可能とする。
7. 当社の役職員から報告を受けた者が、監査等委員会に報告をするための体制（当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を含む）
 - ・監査等委員は、取締役会はもとより支店長会議への参加により重要事項の報告を受ける他、自らも意見を陳述し積極的に各種情報の収集に努める。
 - ・監査等委員会は、リスク管理委員会と情報を共有することにより、各種リスクの発生、対応、進捗状況等について直接・間接的に重要事項にアクセスするように努める。
 - ・「内部通報規程」及び「取締役会宣言」を制定し、社内全体で適用することで、不適切な財務報告や不正に関連する情報が適時に監査等委員会に入るシステムとし、当社の役職員が当該通報をしたことを理由に不利な取扱いを禁止している。
8. 監査等委員の本来的職務の執行について生ずる費用等又は債務の処理などに係る方針に関する事項
 - ・監査等委員からその業務に係る経費の請求等があった場合は、担当部署において精査の上、その支払いが不相当である場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
9. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・部支店及び各事業所の大小に関わらず社内全体で同等レベルの精度をもって管理することで、社内全体から監査等委員会への通報の体制のルートが明確となり、必要な報告が適時に監査等委員会に報告される体制を構築する。
 - ・これを「取締役会宣言」で社内担保することで、監査等委員会の監査等の業務の実効性をより高める。

ロ. リスク管理体制の整備の状況

近年、経営環境の変化は目まぐるしいものがあります。例えば、①規制緩和が進展し、自己責任に基づく事後規制へと社会的枠組みが変化したこと。②技術革新、国際化、環境問題等で新たな社会規制が出現し、リスクが多様化したこと。③暗黙の了解や信頼関係に依存した経営管理の限界が露見し、経営管理のあり方が変化したこと。④広範なステークホルダーに対する説明責任が増大したこと。このようななかで、リスクを全社的視点で、合理的かつ最適な方法で管理して、リターンを最大化することが必要となってきました。そのためには、リスク情報の集約や全社的な管理体制の構築が望まれます。これにより、最適かつ機動力の高いリスク対応が可能となり、また対外的な説明責任を果たしうる土台となり、企業価値の向上に結びつくものと考えております。

当社のリスク管理体制は、上記の要請に応えるものとして「リスク管理委員会」を中心として体制整備を進めております。また、当社グループを取り巻く企業環境の変化を役職員が十分に理解し、リスク管理を日常業務の一環としてとらえ、一人一人がリスク管理意識を高め、企業全体のリスク対応力の維持向上を図るために「リスク管理マニュアル」を作成しております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役（業務執行役員であるものを除く）との間に、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ニ. 取締役の定数

当社の取締役は11名以内（内、監査等委員である取締役は4名以内）とする旨定款に定めております。

ホ. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ヘ. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

1. 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めてあります。これは、自己株の取得を機動的に行うことにより株価収益率、株価純資産倍率の向上を目指すものであります。

2. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

3. 取締役の責任免除

当社は、取締役の責任免除について、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするものであります。

ト. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 10名 女性 一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表取締役)	大東 洋治	1946年4月24日生	1970年4月 当社入社 1997年4月 神戸営業部(現 本社営業部)部長 1998年4月 神戸第一支店長 2000年6月 取締役神戸第一支店長 2003年6月 常務取締役神戸第一支店長 2004年2月 代表取締役社長 2004年4月 代表取締役社長兼営業本部長 2010年10月 代表取締役社長 2024年6月 代表取締役会長(現任)	(注) 3	24
取締役社長 (代表取締役)	大東 慶治	1973年11月2日生	2002年4月 当社入社 2020年4月 執行役員倉庫部長 2021年4月 執行役員倉庫部長 倉庫事業担当 2021年6月 取締役倉庫部長(倉庫事業総括担当) 2022年4月 営業副本部長 AEO法令監査責任者 2022年6月 常務取締役 2024年6月 代表取締役社長(現任)	(注) 3	3
専務取締役 営業本部長	平井 清隆	1944年9月16日生	1964年4月 当社入社 1995年4月 水島支店長 1997年6月 取締役中国支店長 2003年4月 取締役姫路支店長 2005年4月 常務取締役姫路・中国支店長 2006年4月 常務取締役中国支店長(内航事業担当) 2010年4月 常務取締役中国支店長 営業副本部長 2010年10月 専務取締役営業本部長 2014年10月 専務取締役営業本部長 (安全統括担当) 2016年6月 代表取締役専務営業本部長 (安全統括担当) 2024年6月 専務取締役営業本部長 (安全統括担当)(現任)	(注) 3	19
取締役	内田 一彦	1969年9月30日生	1988年4月 兵庫県警察 警察官 拝命 2020年4月 兵庫県警察 退職 2020年7月 当社入社 2021年4月 執行役員姫路支店ヤマトスチール事業部統括部長 2022年6月 取締役 2023年4月 取締役管理部担当 2024年4月 取締役倉庫部長(現任)	(注) 3	2
取締役	松岡 和良	1961年12月6日生	1980年4月 当社入社 2015年7月 姫路支店長 2019年4月 執行役員姫路支店長 2023年6月 取締役姫路支店長(現任)	(注) 3	3
取締役	田中 清隆	1963年5月10日生	1987年4月 広島銀行入行 2019年5月 広島銀行退職 2019年6月 当社入社 2022年7月 執行役員 営業本部室長 2024年4月 外航部長 2024年6月 取締役営業本部室長 外航部長(現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	梅崎 慎一	1966年2月4日生	1988年4月 兵庫相互銀行（現みなと銀行）入行 2022年4月 当社へ出向 財務部次長 2023年4月 当社へ転籍 執行役員 財務部長 2024年6月 取締役財務部長（現任）	(注) 3	—
取締役 (監査等委員)	松本 利晴	1954年7月9日生	1977年4月 当社入社 2004年8月 大阪支店長 2006年6月 取締役大阪支店長 2009年4月 取締役本社営業部担当 2010年4月 取締役本社営業部統括部長 (倉庫事業担当) 2012年10月 取締役姫路支店Y S 事業部統括部長 2014年7月 取締役AEO推進室長 2014年10月 取締役姫路支店長 2015年7月 取締役AEO総括管理部門責任者 2016年4月 取締役AEO総括管理責任者 2016年6月 取締役（監査等委員）（現任）	(注) 4	6
取締役 (監査等委員)	五島 大亮	1977年7月4日生	2006年12月 監査法人トーマツ（現 有限責任監査法人トーマツ）入所 2011年9月 同 監査法人退所 2011年10月 五島公認会計士事務所開業（現任） 2011年11月 五島税理士事務所開業（現任） 2013年6月 当社監査役就任 2016年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注) 4	—
取締役 (監査等委員)	濱田 在人	1973年10月16日生	1998年4月 学校法人大原学園（大原簿記専門学校）入社 2000年9月 同校退社 2000年11月 佐藤庸安税理士事務所入所 2002年12月 税理士試験合格 2006年4月 同事務所 独立開業の為、退所 2006年5月 濱田在人税理士事務所開業（現任） 2016年4月 社会福祉法人坂田福祉会（幼保連携型認定こども園保育園）監事就任（現任） 2020年6月 当社取締役（監査等委員）（現任）	(注) 4	—
計					58

- (注) 1. 取締役社長大東慶治は、取締役会長大東洋治の長男であります。
2. 取締役五島大亮及び取締役濱田在人は、社外取締役であります。
3. 2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間
4. 2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間
5. 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
垣本 健一郎	1952年2月19日生	1974年4月 三菱倉庫㈱入社 1998年7月 同社 神戸支店 庶務課長 2002年7月 菱倉作業㈱出向 取締役総務部長 2003年7月 同社 代表取締役 2004年9月 同社と三菱港運㈱合併 2004年10月 三菱港運㈱出向 常務取締役 2012年3月 三菱倉庫㈱退社（定年） 2017年6月 三菱港運㈱退社	—

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は、監査等委員である2名であり、当社との人的関係、資本的关系、その他の利害関係はありません。

社外取締役の五島大亮は、公認会計士であり、専門的な見識を有した外部者としての立場で経営監視の実効性を高め、当社の企業統治及び企業価値の向上に寄与しております。また、社外取締役の濱田在人は、税理士であり、財務及び会計に関する高度な専門的知識を有しており、専門的な見識を有した外部者としての立場で経営監視の実効性を高め、当社の企業統治及び企業価値の向上に寄与しております。

社外役員の独立性に関する基準または方針につきましては、特段の社内規定を設けておりませんが、現任の社外役員はもとより、社外役員として招聘すべき候補者の選任に際し、その人物背景において独立役員としての高い独立性や社外性を確保できているか否かの判断基準の一つとして、当社が所属する証券取引所に提出する独立役員届出書の調査項目を参考に会社としての一定の判断ができるものと考えております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員会、内部監査室及び会計監査人は定期的または必要に応じて会合の場を持つようにし、情報共有の場を設けるようにしております。監査方法は内部統制システムを利用した内部監査室の監査を活用し、常勤監査等委員もしくは会計監査人が必要に応じ内部監査室員の往査に同行し、三者の連携を深めております。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会による監査の状況

当社では、監査等委員会による監査機能を強化するため、監査等委員は「取締役会」に出席し、経営全般の適格な把握や監視に努めています。また、社外取締役（2名）は、その経歴や一般的な見地から問題提起を行い、常勤監査等委員による日常監査と共に監査等委員会の機能の充実を図っております。

なお、常勤監査等委員である取締役松本利晴は、1977年4月の当社入社から2016年6月の常勤監査等委員就任まで約40年にわたり港運・倉庫事業部門に籍を置き、業務に精通しております。また、監査等委員である社外取締役五島大亮は企業財務に関する監査の経験を積み、公認会計士及び税理士としての専門的な見識を持っております。同濱田在人は税理士として、企業税務に精通し、会計・税務に関する高度な専門的知識を有しており、その見地よりの問題提起を期待されております。

監査等委員会では、取締役会議案の事前審査、監査結果についての意見交換及び問題提起等の活動を行っております。また、常勤監査等委員の松本利晴は前述の監査等委員会での活動に加えて、内部監査室の監査に同行し、各部門のモニタリングを常時行っております。

当事業年度において当社は監査等委員会を13回開催しており、具体的な検討内容は、取締役の人事及び報酬に関する事項、決算に関する事項の確認、会計監査人の選任・不再任に関する事項等であります。個々の出席回数は次のとおりであります。

常勤監査等委員 松本利晴 13回 監査等委員 五島大亮 10回 監査等委員 濱田在人 12回

② 内部監査の状況

当社は、内部監査の実効性を確保するために、日常的なモニタリング体制として、各部門長の自主性と厳正な管理の徹底を基本としつつ、内部監査室（3名）が定期的に各部門の動向についてモニタリングを実施しております。また、法定監査である監査等委員会監査、会計監査と連携して、監査の性格及び限界を認識した上で、法令遵守・リスク管理・内部統制等の状況につき情報交換・意見交換を行っております。

内部監査の結果については、内部監査部門が取締役会に対し定期的に報告を行っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

あと築地有限責任監査法人

b. 継続監査期間

1年間

c. 業務を執行した公認会計士

松山 元浩

川島 淳一

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、株主・投資家に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて監査法人の選定を行っております。具体的には、監査チームが独立性を保持し、職業的専門家として正当な注意を払い、懐疑心を保持・発揮しているかに注視し、監査法人の品質管理においては、日本公認会計士協会における品質管理レビュー結果及び公認会計士・監査審査会による検査結果を聴取した結果を参考にし、最終的には、当社の規模、業種等置かれている環境を考慮し監査法人を選定しております。

f. 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は監査法人選定方針に則って、内部監査室と連携し、実務的かつ第三局的な視野に立って、監査法人の監査の実施状況や監査後の講評、受領した監査報告書等を基に、当該監査法人の選任（継続）が当社にとって相当でないと思慮される場合、これを監査等委員会に報告し、監査等委員会はこれを検証し、外部団体のガイドラインや類似事例等を適宜参考とし、監査等委員会にて監査法人を評価しております。

その結果、監査法人の職務執行に問題はないと評価しました。

g. 監査法人の異動

当社の監査法人は次のとおり異動しております。

前事業年度 あけぼの監査法人
 当事業年度 あると築地有限責任監査法人

なお、臨時報告書に記載した事項は次のとおりであります。

(1) 当該異動に係る監査公認会計士等の名称

- ① 選任する監査公認会計士等の名称
あると築地有限責任監査法人
- ② 退任する監査公認会計士等の名称
あけぼの監査法人

(2) 当該異動の年月日

2023年6月27日（第80回定時株主総会開催予定日）

(3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2012年6月28日

(4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項
 該当事項はありません。

(5) 当該異動の決定又は当該異動に至った理由及び経緯

当社の現任公認会計士等でありますあけぼの監査法人は、2023年6月27日開催予定の第80回定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。あけぼの監査法人は、会計監査を適切かつ妥当に行うことを確保する体制を十分に備えているものの、監査継続期間が11年と長期にわたっていることを踏まえ、複数の監査法人による提案を受け、当社の事業内容や規模に見合った監査対応、監査報酬の相当性等について総合的に検討いたしました。その結果、新たな視点及び当社の事業規模に応じた監査が期待できることに加え、公認会計士等として専門性、独立性、監査報酬の水準及び品質管理体制等について総合的に勘案し、あると築地有限責任監査法人を新たに会計監査人として選任するものであります。

(6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

- ① 退任する監査公認会計士等の意見
特段の意見はない旨の回答を得ております。
- ② 監査等委員会の意見
監査等委員会の検討経緯と結果に則った内容であり、妥当であると判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	18	—
連結子会社	—	—
計	18	—

当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
13	—

- b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬（a. を除く）
該当事項はありません。
- c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。
- d. 監査報酬の決定方針
当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数、監査業務の内容を基に適切な監査報酬額を決定することとなっております。
- e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由
取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人が行った監査の監査日数、監査業務の有効性から判断し水準であると認めた事によるものであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定められた報酬総額の限度内において、役位と職責に応じて定められる固定的な基本報酬と、事業年度の業績に応じて支払われる実業務や業績結果（達成度）に連動する賞与で構成しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬総額の限度額は、2016年6月23日開催の第73回定時株主総会において120百万円（但し、使用人部分は含まない）と決議されております。また、監査等委員である取締役の報酬総額の限度額は、2016年6月23日開催の第73回定時株主総会において25百万円と決議されております。

（基本報酬）

取締役の基本報酬の額については、外部専門機関の調査等に基づく同規模の他社水準及び従業員給与との均衡を勘案したうえで上限枠を設定しております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個々の基本報酬の額及びその算定方法の決定権限は、諮問委員会で各取締役の役位等を踏まえ、当社の定める規定に基づいて事前検討され、監査等委員会の意見の聴取を経て取締役会において審議され、取締役会の合意の下、代表取締役社長に授権されております。一方、監査等委員である取締役の個々の基本報酬の額は監査等委員会での合議によって決定しております。

（賞与）

取締役の賞与については、諮問委員会で当該事業年度の利益及び直近3事業年度の実績平均、従業員賞与との均衡及びその他諸般の事情を考慮して事前検討され、監査等委員会の意見の聴取を経て、事業年度中の業績達成度に応じて、取締役会においてその支給判断と賞与総額を決定しております。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の賞与総額は経常利益の一定割合を上限として決定し、個々の賞与金額については、各取締役の役位、職務実績を踏まえ、取締役会の一任を得た代表取締役社長が決定しております。また、監査等委員である取締役の賞与総額並びに個々の賞与金額については監査等委員でない取締役への賞与支給の判断に準じた形を以って、監査等委員会の合議により決定しております。

なお、賞与支給の評価指標としては、事業全般の業績評価を定量的に示す財務数値である経常利益を用いております。当事業年度における賞与支給に係る指標の目標は550百万円であり、実績は678百万円であります。

（譲渡制限付株式報酬制度）

当社は、2021年5月13日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く、以下「対象取締役」という）に、ステークホルダーと共に当社の企業価値の持続的かつ恒常的な向上を図り、企業規模に応じた社会的責務を全うするインセンティブを付与すると共に、株主の皆様と一層の価値共有を進めることを目的として、新たに譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）の導入を決議し、2021年6月24日の定時株主総会に付議し承認可決されました。

当社は本制度の導入により対象取締役に対し、固定報酬及び単年度の業績に基づく業績連動報酬（賞与）に加え、譲渡制限付きの株式報酬（年額24百万円以内かつ年7,000株以内）を支給することといたします。

支給は株式の発行又は処分の方法により、当社の普通株式を割り当てることとし、当社の定める規程に基づいて、経営陣としての着実な実績の積み重ねを支給方針とした制度設計のもと、取締役会が公正な規程運用を承認するプロセスを踏むことで、各人毎に決定します。なお、譲渡制限期間は取締役会で定める地位を喪失する日までの期間とし、原則として譲渡制限期間が満了した時点で解除することとします。

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における、取締役会の活動は上述の通りであり、その開催日は下記の通りとなっております。

基本報酬額決定の件	2023年6月27日
賞与額決定の件	2024年2月22日

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	譲渡制限付株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	93	74	7	11	11	6
取締役（監査等委員）（社外取締役を除く）	7	7	—	—	—	1
社外役員	4	4	—	—	—	2

(注) 1. 譲渡制限付株式報酬には、当事業年度に費用計上した額を記載しております。

2. 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、譲渡制限付株式報酬11百万円であります。

③ 役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、資産運用の一環として、株式値上がりの利益や配当金の受け取りなどによつての利益確保を目的とするものを純投資目的である投資株式、当社の業務や取引の質や量、地元企業間の有機的な連携性など、会社利益を維持増進させる因子をもつてその判断背景として、協業関係や安定的な取引関係を図り、関係の維持強化を目的とするものを純投資目的以外の目的である投資株式と区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有銘柄の選定変更、保有高の判断については、「①投資株式の区分の基準及び考え方」に記述の目的により、保有することのメリットと保有することのリスク及び自社の資本コストを勘案し、経営への影響やバランスを鑑み、取締役会にて個々判断を行っております。

具体的には、関連する事業セグメントにおける取引関係等が明確に薄れた場合や希薄な関係となった場合など、保有による関係維持よりも縮減による益金收受等、明確にデメリット面が勝ることが検証されるなど、当社の資本コスト面を含む総合的な経営判断において、銘柄個々に政策保有の縮減等の判断をもつて行っております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	6	31
非上場株式以外の株式	15	1,882

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	0	取引先持株会における株式の取得

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
大和工業(株)	120,000	120,000	海運事業における取引関係の維持強化	有
	1,030	640		
(株)テクノスマート	76,000	76,000	取引関係の維持強化	有
	155	121		
(株)三井住友銀行フィ ナンシャルグループ	16,500	16,500	当社事業において、安定的・継続的な資 金調達を行うため、取引関係の維持強化	有
	146	87		
(株)りそなホールディ ングス	138,835	138,835	当社事業において、安定的・継続的な資 金調達を行うため、取引関係の維持強化	有
	131	88		
神戸物産(株)	32,000	32,000	港運・倉庫事業における、取引関係の維 持強化	無
	119	117		
石原ケミカル(株)	40,360	39,915	港運・倉庫事業における、取引関係の維 持強化。持株会による買付	有
	74	56		
(株)ニッポン	22,000	22,000	港運・倉庫事業における、取引関係の維 持強化	無
	52	36		
J F Eホールディ ングス(株)	15,000	15,000	海運事業及び港運・倉庫事業における、 取引関係の維持強化	無
	38	25		
A G C(株)	6,000	6,000	取引関係の維持強化	無
	33	29		
虹技(株)	20,000	20,000	海運事業における取引関係の維持強化	有
	29	20		
(株)中北製作所	6,600	6,600	取引関係の維持強化	有
	28	15		
岡谷鋼機(株)	1,000	1,000	取引関係の維持強化	無
	16	10		
丸尾カルシウム(株)	9,600	9,600	港運・倉庫事業における、取引関係の維 持強化	有
	14	12		
合同製鉄(株)	1,000	1,000	海運事業における、取引関係の維持強化	無
	5	3		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
㈱池田泉州ホールディングス	10,360	10,360	当社事業において、安定的・継続的な資金調達を行うため、取引関係の維持強化	無
	4	2		

(注) 定量的な保有効果については、記載が困難であるため記載しておりません。なお、保有の合理性については、各銘柄の配当利回りや当社との取引関係、地域貢献等を総合的に勘案し、検証しており、すべての銘柄において保有の合理性があると判断しております。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	—	—	—	—
非上場株式以外の株式	3	240	2	163

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	7	—	188

④ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
㈱朝日工業社	61,600	103

第5【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表について、あると築地有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、または会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、公益財団法人財務会計基準機構及び各種団体の行う研修に参加しております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,785	2,043
受取手形	29	※5 33
売掛金	※3 1,773	※3 1,401
契約資産	11	20
原材料及び貯蔵品	31	25
前払費用	88	35
短期貸付金	※3 45	54
未収消費税等	5	—
その他	91	367
貸倒引当金	△9	△2
流動資産合計	3,852	3,978
固定資産		
有形固定資産		
建物及び建物付属設備（純額）	※2 3,310	※2 3,109
構築物（純額）	250	220
機械及び装置（純額）	20	16
船舶（純額）	※2 671	※2 603
車両運搬具（純額）	17	57
工具、器具及び備品（純額）	21	20
土地	※2 2,566	※2 2,566
リース資産（純額）	118	38
有形固定資産合計	※1 6,977	※1 6,633
無形固定資産		
借地権	4	4
電話加入権	9	9
施設利用権	0	0
リース資産	40	27
ソフトウェア	29	19
無形固定資産合計	84	60
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 1,530	※2 2,154
関係会社株式	20	20
長期貸付金	※3 82	15
長期保証金	35	34
その他	35	60
貸倒引当金	△98	△18
投資その他の資産合計	1,604	2,266
固定資産合計	8,666	8,960
資産合計	12,518	12,939

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	187	152
買掛金	※3 953	※3 1,005
短期借入金	※2 2,884	※2 2,532
リース債務	42	27
未払金	53	54
未払法人税等	175	46
未払消費税等	—	66
契約負債	61	—
預り金	71	121
賞与引当金	161	161
流動負債合計	4,592	4,168
固定負債		
長期借入金	※2 3,510	※2 3,303
リース債務	63	36
退職給付引当金	462	494
船舶修繕引当金	12	9
未払役員退職慰労金	11	11
繰延税金負債	78	306
固定負債合計	4,139	4,161
負債合計	8,732	8,329
純資産の部		
株主資本		
資本金	612	612
資本剰余金		
資本準備金	33	33
資本剰余金合計	33	33
利益剰余金		
利益準備金	153	153
その他利益剰余金		
別途積立金	600	600
繰越利益剰余金	1,703	2,079
利益剰余金合計	2,456	2,832
自己株式	△84	△72
株主資本合計	3,017	3,405
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	765	1,198
繰延ヘッジ損益	3	6
評価・換算差額等合計	768	1,204
純資産合計	3,786	4,609
負債純資産合計	12,518	12,939

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日)	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
売上高	※1, ※2 18,364	※1, ※2 14,636
売上原価	※2 15,702	※2 12,081
売上総利益	2,662	2,554
販売費及び一般管理費	※3 2,102	※3 2,035
営業利益	560	519
営業外収益		
受取利息	※2 1	※2 1
受取配当金	55	67
受取出向料	3	3
為替差益	10	14
貸倒引当金戻入額	0	89
その他	30	22
営業外収益合計	100	198
営業外費用		
支払利息	37	33
その他	10	5
営業外費用合計	48	39
経常利益	612	678
特別利益		
固定資産売却益	※4 9	—
子会社清算益	—	※2, ※6 30
特別利益合計	9	30
特別損失		
関係会社清算損	※5 2	—
特別損失合計	2	—
税引前当期純利益	619	709
法人税、住民税及び事業税	247	161
法人税等調整額	△66	36
法人税等合計	180	197
当期純利益	438	512

【売上原価明細書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	注記 番号	科目			合計	
		内航・港運費 (百万円)	外航費 (百万円)	倉庫費 (百万円)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費		—	—	242	242	1.6
船員費		78	—	—	78	0.5
小計		78	—	242	321	2.1
II 経費						
1 支払運賃		3,215	2,269	—	5,485	34.9
2 保険料		40	0	15	56	0.4
3 運航費		84	8	—	93	0.6
4 その他荷捌費		8,244	427	722	9,394	59.8
5 修繕費		19	—	49	68	0.4
6 減価償却費		67	—	215	282	1.8
小計		11,672	2,706	1,002	15,380	97.9
合計		11,750	2,706	1,245	15,702	100.0

(原価計算の方法) 当社は製造業ではありませんので、特に採用している原価計算の方法はありません。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	注記 番号	科目			合計	
		内航・港運費 (百万円)	外航費 (百万円)	倉庫費 (百万円)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費		—	—	247	247	2.0
船員費		80	—	—	80	0.7
小計		80	—	247	328	2.7
II 経費						
1 支払運賃		2,663	794	—	3,457	28.6
2 保険料		47	0	17	66	0.6
3 運航費		97	8	—	106	0.9
4 その他荷捌費		6,740	311	721	7,773	64.3
5 修繕費		20	—	21	42	0.4
6 減価償却費		67	—	239	306	2.5
小計		9,638	1,114	999	11,752	97.3
合計		9,718	1,114	1,247	12,081	100.0

(原価計算の方法) 当社は製造業ではありませんので、特に採用している原価計算の方法はありません。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	612	33	33	153	600	1,377	2,130	△97	2,678
当期変動額									
剰余金の配当						△108	△108		△108
当期純利益						438	438		438
自己株式の取得								△0	△0
譲渡制限付株式報酬						△3	△3	12	8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	326	326	12	339
当期末残高	612	33	33	153	600	1,703	2,456	△84	3,017

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	577	△8	569	3,248
当期変動額				
剰余金の配当				△108
当期純利益				438
自己株式の取得				△0
譲渡制限付株式報酬				8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	187	11	199	199
当期変動額合計	187	11	199	538
当期末残高	765	3	768	3,786

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益準備 金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計			
		資本準備 金	資本剰余 金合計		別途積立 金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	612	33	33	153	600	1,703	2,456	△84	3,017	
当期変動額										
剰余金の配当						△136	△136		△136	
当期純利益						512	512		512	
自己株式の取得								△0	△0	
譲渡制限付株式報酬						△0	△0	12	11	
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	375	375	12	387	
当期末残高	612	33	33	153	600	2,079	2,832	△72	3,405	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	765	3	768	3,786
当期変動額				
剰余金の配当				△136
当期純利益				512
自己株式の取得				△0
譲渡制限付株式報酬				11
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	432	2	435	435
当期変動額合計	432	2	435	822
当期末残高	1,198	6	1,204	4,609

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	709
減価償却費	369
子会社清算損益 (△は益)	△30
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△86
受取利息及び受取配当金	△69
支払利息	33
為替差損益 (△は益)	△12
有形固定資産売却損益 (△は益)	△0
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	31
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△3
売上債権の増減額 (△は増加)	347
仕入債務の増減額 (△は減少)	16
その他	△134
小計	1,172
利息及び配当金の受取額	69
利息の支払額	△32
法人税等の支払額	△300
営業活動によるキャッシュ・フロー	908
投資活動によるキャッシュ・フロー	
子会社の清算による収入	30
有形固定資産の取得による支出	△11
有形固定資産の売却による収入	8
投資有価証券の取得による支出	△0
短期貸付金の増減額 (△は増加)	△7
長期貸付けによる支出	△12
長期貸付金の回収による収入	77
その他	△9
投資活動によるキャッシュ・フロー	74
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△400
長期借入れによる収入	1,100
長期借入金の返済による支出	△1,259
リース債務の返済による支出	△42
自己株式の取得による支出	△0
配当金の支払額	△135
財務活動によるキャッシュ・フロー	△737
現金及び現金同等物に係る換算差額	12
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	258
現金及び現金同等物の期首残高	1,785
現金及び現金同等物の期末残高	※ 2,043

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品

①内航

最終仕入原価法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

②外航

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産 (リース資産を除く)

建物, 船舶の一部及び2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を、その他のものは定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び附属設備 5～50年

船舶 12～14年

(2) 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(3) 船舶修繕引当金

船舶安全法規定に基づく定期検査等の支出に備えて5年間に必要とするドック費用を見積り計上しております。

(4) 賞与引当金

従業員に対する賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額に基づき当事業年度負担額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準

(1) 海運事業

海運事業に係る収益は、国内・海外における海上輸送であり、顧客との運送契約に基づいて貨物を輸送する履行義務を負っております。当該運送契約は、航海期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度である航海日数に基づいて収益を認識しております。

(2) 港運・倉庫事業

港運事業に係る収益は、港湾地区における荷捌き業務であり、貨物の仕分け及び貨物の一時保管を行う義務等を負っております。当該履行義務は、サービス提供時点において、充足されると判断し、作業完了時点で収益を認識しております。また、倉庫事業に係る収益は、寄託を受けた物品を倉庫において保管する事業であり、顧客との保管契約に基づいて保管サービスを提供する履行義務を負っております。当該保管契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

当事業年度にヘッジ会計を適用したヘッジ手段とヘッジ対象は以下のとおりであります。

ヘッジ手段…金利スワップ ヘッジ対象…借入金利息

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスクを一定の範囲内でヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計又は金利変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計又は金利変動を半期ごとに比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

9. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、取得日から3ヶ月以内に満期の到来する流動性の高い、かつ価値が変動するおそれのほとんどない、預金・貯金のみを計上しております。

(重要な会計上の見積り)

債務保証損失引当金計上の要否

(1) 前事業年度及び当事業年度の財務諸表に計上した金額

当社は内航海運事業の傭船先に対して、傭船先の船舶購入資金調達のための金融機関からの借入につき債務保証を実施しており、業績が悪化している傭船先の債務保証損失引当金の計上の要否について検討を行いました。検討の結果、船舶使用期間で獲得される割引前将来キャッシュ・フローが借入額を超えると判断されたため、債務保証損失引当金は計上しておりません。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

債務保証損失額を見積るにあたり、「傭船使用期間における営業キャッシュ・フロー」と「傭船使用期間終了時の船舶の残価」の見積り額合計と借入残高を比し、借入残高が超過した場合に債務保証損失引当金を認識しています。

これらは、いずれも経営者の判断を伴う重要な仮定により影響を受けるものであり、特に船舶の使用期間及び船舶の残価は実際の使用状況や経済環境によって変化するため不確実性を伴っており、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(表示方法の変更)

(特例財務諸表提出会社に該当しなくなったことによる表示方法の変更)

前事業年度において、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、有形固定資産等明細表、引当金明細表については、財務諸表等規則第127条第1項に定める様式に基づいて作成し、また、財務諸表等規則第127条第2項に掲げる各号の注記については、各号の会社計算規則に掲げる事項の注記をしておりましたが、当事業年度より特例財務諸表提出会社に該当しなくなったため、表示方法の変更をしております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
有形固定資産	3,942百万円	4,230百万円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	2,377百万円	2,266百万円
船舶	509	466
土地	2,566	2,566
投資有価証券	902	668
計	6,355	5,967

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
短期借入金	1,165百万円	861百万円
長期借入金	2,906	2,524
計	4,071	3,386

※3 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
流動資産		
売掛金	1百万円	0百万円
短期貸付金	40	—
流動負債		
買掛金	21	36
長期貸付金	71	—

4 保証債務

他社の金融機関からの借入に対して次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
福良汽船(株)	173百万円	福良汽船(株) 141百万円
新正海運(有)	321	新正海運(有) 296
英幸海運(有)	311	英幸海運(有) 258
(株)大前運送店	113	(株)大前運送店 90
栄隆汽船(有)	76	
計	996	計 786

※5 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
受取手形	—百万円	3百万円

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
売上高	16百万円	9百万円
仕入高	397	390
受取利息	1	0
子会社清算益	—	30

※3 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度1.8%、当事業年度2.4%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度98.2%、当事業年度97.6%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
給料手当	1,092百万円	1,147百万円
福利厚生費	281	278
賞与引当金繰入額	136	0
退職給付費用	41	46
減価償却費	68	63

※4 前事業年度における固定資産売却益は、車両運搬具の売却によるものであります。

※5 前事業年度における関係会社清算損は、持分法非適用非連結子会社（HYOKI MARINE LOGISTICS MYANMAR CO., LTD.）の清算に伴う損失であります。

※6 当事業年度における子会社清算益は、連結子会社（K. S. LINES S. A.）の清算に伴う利益であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	1,224	—	—	1,224
合計	1,224	—	—	1,224
自己株式				
普通株式(注)1,2	45	0	6	39
合計	45	0	6	39

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少6千株は、事前交付型譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	108	92	2022年3月31日	2022年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	136	利益剰余金	115	2023年3月31日	2023年6月28日

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数（千株）	当事業年度 増加株式数（千株）	当事業年度 減少株式数（千株）	当事業年度末 株式数（千株）
発行済株式				
普通株式	1,224	—	—	1,224
合計	1,224	—	—	1,224
自己株式				
普通株式（注）1, 2	39	0	5	33
合計	39	0	5	33

（注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少5千株は、事前交付型譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月27日 定時株主総会	普通株式	136	115	2023年3月31日	2023年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	154	利益剰余金	130	2024年3月31日	2024年6月28日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
現金及び預金勘定	2,043百万円
現金及び現金同等物	2,043

(リース取引関係)

(借主側)

ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

港運・倉庫事業で使用する車両運搬具であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法 (3) リース資産」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

(イ) 有形固定資産

主として、コンピュータセキュリティ端末機(「工具、器具及び備品」)であります。

(ロ) 無形固定資産

ソフトウェアであります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法 (3) リース資産」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、海運事業、港運・倉庫事業を行なうための設備計画に照らして、銀行借入により資金調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用し、投機的な取引は行なっておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒され、また、一部の営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。投資有価証券は主に取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業等に対し長期貸付を行なっております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。また、一部には外貨建のものがあり、為替の変動リスクに晒されております。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。また、このうち変動金利での借入分は金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジを行っております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「重要な会計方針」の「ヘッジ会計の方法」を参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスクの管理

当社は、与信管理規定に従い営業債権について取引先ごとに与信限度額を決め、管理部が取引先の状況を定期的なモニタリングを実施しており、その中で回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

・市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引についてはデリバティブ取引の取扱要領により、その取引と管理を行なっており、残高照合等は四半期ごとの決算時に実施しております。

・資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性を売上高の概ね1か月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度（2024年3月31日）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券(*2) その他有価証券	2,122	2,122	—
(2) 長期貸付金（1年内回収予 定の長期貸付金を含む）	22	22	△0
資産計	2,145	2,145	△0
(1) 長期借入金（1年内返済予 定の長期借入金を含む）	4,235	4,132	△102
(2) リース債務（1年内返済予 定のリース債務を含む）	63	63	△0
負債計	4,299	4,196	△102
デリバティブ取引(*3)			
①ヘッジ会計が適用されてない もの	—	—	—
②ヘッジ会計が適用されている もの	8	8	—
デリバティブ取引計	8	8	—

(*1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「契約資産」、「短期貸付金」、「支払手形」、「買掛金」「短期借入金」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当事業年度（百万円）
非上場株式	52

(*3) デリバティブ取引にはヘッジ会計が適用されております。また、デリバティブ取引の内、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金を一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

当事業年度（2024年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	2,043	—	—	—
受取手形	33	—	—	—
売掛金	1,401	—	—	—
短期貸付金	47	—	—	—
長期貸付金	7	14	0	—
合計	3,532	14	0	—

(注) 2. 短期借入金及び長期借入金の決算日後の返済予定額
当事業年度 (2024年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	1,600	—	—	—	—	—
長期借入金	932	636	514	458	242	1,452
合計	2,532	636	514	458	242	1,452

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

当事業年度 (2024年3月31日)

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	2,122	—	—	2,122
資産計	2,122	—	—	2,122
デリバティブ取引				
金利関連	—	8	—	8
負債計	—	8	—	8

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
 当事業年度（2024年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	22	—	22
資産計	—	22	—	22
長期借入金	—	4,132	—	4,132
リース債務	—	63	—	63
負債計	—	4,196	—	4,196

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップの時価は、金利等観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金及びリース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
子会社株式	0	—
関連会社株式	20	20

2. その他有価証券

当事業年度 (2024年3月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの	(1) 株式	2,122	396	1,726
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	2,122	396	1,726
貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		2,122	396	1,726

3. 売却したその他有価証券

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

金利関連

当事業年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、ヘッジ会計の方法ごとの決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は、次のとおりであります。

金利関連

当事業年度(2024年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引				
	変動受取・固定支払	長期借入金	1,382	1,256	8
金利スワップの特例 処理	金利スワップ取引				
	変動受取・固定支払	長期借入金	330	300	(注)
合計			1,712	1,556	8

(注) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に退職一時金制度（非積立型の確定給付制度）及び確定拠出年金制度を設けております。また、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	当事業年度 (自 2023年 4月 1日 至 2024年 3月 31日)
退職給付引当金の期首残高	462百万円
退職給付費用	54
退職給付の支払額	△22
退職給付引当金の期末残高	494

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	当事業年度 (2024年 3月 31日)
非積立型制度の退職給付債務	494百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	494
退職給付引当金	494
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	494

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 当事業年度54百万円

3. 確定拠出制度

当社の当事業年度の確定拠出年金制度への要拠出額は40百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

(譲渡制限付株式報酬)

取締役の報酬等として株式を無償交付する取引のうち、事前交付型の内容、規模及びその変動状況

(1) 事前交付型の内容

	第1回譲渡制限付株式報酬	第2回譲渡制限付株式報酬	第3回譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数	当社取締役6名	当社取締役5名	当社取締役5名
株式種類別の付与された株式数	普通株式 6,800株	普通株式 6,000株	普通株式 5,800株
付与日	2021年7月20日	2022年7月20日	2023年7月20日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	付与日以降、2022年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までの間	付与日以降、2023年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までの間	付与日以降、2024年3月期にかかる定時株主総会の終結の時までの間

(2) 事前交付型の規模及び変動状況

①譲渡制限付株式報酬にかかる費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
販売費及び一般管理費の役員報酬	11

②株式数

(単位：株)

	第1回譲渡制限付株式報酬	第2回譲渡制限付株式報酬	第3回譲渡制限付株式報酬
前事業年度	6,800	6,000	—
付与	—	—	5,800
没収	—	—	—
権利確定	6,800	6,000	—
未確定残	—	—	5,800

③単価情報

(単位：円)

	第1回譲渡制限付株式報酬	第2回譲渡制限付株式報酬	第3回譲渡制限付株式報酬
付与日における公正な評価単価	1,275	1,514	2,122

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
有価証券評価損	8百万円	8百万円
退職給付引当金	141	151
賞与引当金	49	49
未払役員退職慰労金	3	3
貸倒引当金超過	32	6
土地評価損	37	25
その他	35	35
繰延税金資産小計	310	280
評価性引当額	△49	△37
繰延税金資産合計	260	242
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△337	△527
繰延ヘッジ損益	△1	△2
その他	—	△18
繰延税金負債合計	△338	△549
繰延税金資産(△負債)の純額	△78	△306

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	0.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.6	△0.6
住民税均等割	0.4	0.3
税額控除	△2.2	△2.3
その他	0.2	△0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.2	27.8

(持分法損益等)

当社は、2023年3月期は連結業績を開示していましたが、当事業年度より非連結での業績を開示しております。そのため、前事業年度の持分法損益等については記載しておりません。

	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
関連会社に対する投資の金額	19百万円
持分法を適用した場合の投資の金額	285
持分法を適用した場合の投資利益の金額	9

(資産除去債務関係)

当社は、事務所及び倉庫等の不動産賃貸契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点において将来退去する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント		合計
	海運事業	港運・倉庫事業	
内航海運	6,930	—	6,930
外航海運	1,293	—	1,293
港湾運送	—	4,819	4,819
保管収入	—	515	515
作業収入	—	1,077	1,077
顧客との契約から生じる収益	8,223	6,412	14,636
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	8,223	6,412	14,636

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1: 顧客との契約を識別する

ステップ2: 契約における履行義務を識別する

ステップ3: 取引価格を算定する

ステップ4: 取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5: 履行義務の充足時に収益を認識する

(1) 海運事業

海運事業に係る収益は、国内・海外においての海上輸送であり、顧客との運送契約に基づいて貨物を輸送する履行義務を負っております。当該運送契約は、航海期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度である航海日数に基づいて収益を認識しております。貨物の輸送が事業年度を跨いで進捗した運送契約において、当事業年度に履行した航海日数分の収益について、当期の収益として認識し、契約資産を計上しております。また、前述のケースで、翌期に履行する対価を当事業年度に収受したものを、契約負債として計上しております。

(2) 港運・倉庫事業

港運事業に係る収益は、港湾地区における荷捌き業務であり、貨物の仕分け及び貨物の一時保管を行う義務等を負っております。当該履行義務は、サービス提供時点において、充足されると判断し、作業完了時点で収益を認識しております。また、倉庫事業に係る収益は、寄託を受けた物品を倉庫において保管する事業であり、顧客との保管契約に基づいて保管サービスを提供する履行義務を負っております。当該保管契約は、一定の期間にわたり履行義務を充足する取引であり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

3. 当事業年度および翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しています。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、2023年3月期は連結業績を開示しておりましたが、当事業年度より非連結での業績を開示しております。そのため、前事業年度のセグメント情報は記載しておりません。

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、営業本部を基礎としたサービス別のセグメントから構成されており、「海運事業」及び「港運・倉庫事業」の2つを報告セグメントとしております。

「海運事業」は、内航海運及び外航海運の事業を行い、「港運・倉庫事業」は、港湾運送事業及び倉庫事業を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。

なお、報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	海運事業	港運・倉庫事業	
売上高			
外部顧客への売上高	8,223	6,412	14,636
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—
計	8,223	6,412	14,636
セグメント利益	409	109	519
セグメント資産	2,016	6,828	8,845
その他の項目			
減価償却費	72	278	350
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	0	8	9

4. 報告セグメント合計額と財務諸表計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

売上高	当事業年度
報告セグメント計	14,636
「その他」の区分の売上高	—
セグメント間取引消去	—
財務諸表の売上高	14,636

（単位：百万円）

利益	当事業年度
報告セグメント計	519
「その他」の区分の利益	—
セグメント間取引消去	—
財務諸表の営業利益	519

（単位：百万円）

資産	当事業年度
報告セグメント計	8,845
「その他」の区分の資産	—
全社資産（注）	4,093
財務諸表の資産合計	12,939

（注）全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない本社建物、投資有価証券等であります。

（単位：百万円）

その他の項目	報告セグメント計	その他	調整額	財務諸表計上額
	当事業年度	当事業年度	当事業年度	当事業年度
減価償却費	350	—	19	369
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	9	—	2	11

【関連情報】

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	海運事業	港運・倉庫事業	合計
外部顧客への売上高	8,223	6,412	14,636

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の氏名又は名称	売上高	関連するセグメント名
大和工業株式会社グループ	4,070	海運事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の関連会社等

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	K. S. LINES S. A.	—	—	—	直接所有 100.0	資金の援助 役員の兼任	備船料の支払 資金の回収 利息の受取 投資の回収	132 71 0 30	—	—
関連会社	㈱吉美	兵庫県 姫路市	35	港運事業	(所有) 直接 32.5 (被所有) 直接 0.9	沿岸荷役 及び陸上輸 送	(営業取引) 荷役等	249	買掛金	36

(注) 1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

一般の取引条件と同様に決定しております。

2. K. S. LINES S. Aは、2024年3月をもって清算終了しております。

2. 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は㈱吉美であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当事業年度
流動資産合計	690
固定資産合計	381
流動負債合計	157
固定負債合計	35
純資産合計	879
売上高	951
税引前当期純利益	46
当期純利益	30

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	3,197.32円	3,873.25円
1株当たり当期純利益	370.96円	431.03円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益(百万円)	438	512
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(百万円)	438	512
普通株式の期中平均株式数(千株)	1,182	1,188

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 及び減損損 失累計額又 は償却累計 額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物及び建物付属 設備	6,342	6	8	6,340	3,230	206	3,109
構築物	400	—	—	400	179	30	220
機械及び装置	191	—	—	191	175	4	16
船舶	952	—	—	952	348	67	603
車両運搬具	171	70	12	228	170	22	57
工具、器具及び備 品	134	4	0	139	119	5	20
土地	2,566	—	—	2,566	—	—	2,566
リース資産	161	—	114	46	7	10	38
有形固定資産計	10,920	81	136	10,864	4,230	346	6,633
無形固定資産							
借地権	—	—	—	4	—	—	4
電話加入権	—	—	—	9	—	—	9
施設利用権	—	—	—	1	0	0	0
リース資産	—	—	—	68	40	13	27
ソフトウェア	—	—	—	45	26	9	19
無形固定資産計	—	—	—	128	67	23	60

(注) 無形固定資産の金額が資産の総額の1%以下であるため「当期首残高」、「当期増加額」及び「当期減少額」の記載を省略しております。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	2,000	1,600	0.668	—
1年以内に返済予定の長期借入金	884	932	0.459	—
1年以内に返済予定のリース債務	42	27	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	3,510	3,303	0.565	2025年4月～ 2035年1月
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	63	36	—	2025年4月～ 2032年3月
その他有利子負債	—	—	—	
合計	6,501	5,899	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各事業年度に配分しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	636	514	458	242
リース債務	25	5	1	1

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	107	2	—	89	21
賞与引当金	161	161	161	—	161
船舶修繕引当金	12	8	11	—	9

(2) 【主な資産及び負債の内容】

当事業年度末（2024年3月31日）における主な資産及び負債の内容は次のとおりであります。

① 現金及び預金

区分	金額（百万円）
現金	3
預金	
当座預金	1,566
普通預金	183
定期預金	290
計	2,039
合計	2,043

② 受取手形

相手先	金額（百万円）
㈱浜田運送	8
滝川工業㈱	6
㈱梶原鉄工所	5
トピー海運㈱	4
その他	7
合計	33

決済期日別内訳

期日	2024年4月 (注)	5月	6月	7月	合計
金額（百万円）	12	12	2	5	33

(注) 期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、当期の末日が金融機関の休日であったため、4月期日の金額には期末日満期手形3百万円が含まれております。

③ 売掛金

相手先	金額（百万円）
ヤマトスチール㈱	341
JFE物流㈱	250
飾磨海運㈱	44
㈱コクサイ商事	42
合同製鐵㈱	41
その他	680
合計	1,401

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	当期末残高 (百万円) (D)	回収率 (%) $\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	滞留期間 (日) $\frac{(A) + (D)}{2} - \frac{(B)}{366}$
1,773	15,598	15,970	1,401	91.9	37.2

④ 原材料及び貯蔵品

品名	金額（百万円）
船舶用燃料油	25
合計	25

⑤ 投資有価証券

区分	金額（百万円）
株式	2,154
債券	—
国債・地方債等	—
社債	—
合計	2,154

⑥ 支払手形

相手先	金額（百万円）
山田港運倉庫(株)	23
(有)阪神流通	22
野田屋運送(株)	16
(株)フレートサービス	16
(株)笠組	13
その他	60
合計	152

決済期日別内訳

期日	2024年4月	5月	合計
金額（百万円）	70	81	152

⑦ 買掛金

相手先	金額（百万円）
(株)アベ	104
中播運輸工業(有)	68
第一船舶企業(株)	44
姫路合同貨物自動車(株)	41
(株)吉美	36
その他	709
合計	1,005

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当事業年度
売上高(百万円)	4,092	7,976	11,345	14,636
税引前四半期(当期)純利益 (百万円)	251	391	667	709
四半期(当期)純利益 (百万円)	174	271	443	512
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	147.10	228.87	373.56	431.03

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益 (円)	147.10	81.90	144.63	57.57

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 大阪府中央区伏見町3丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 (特別口座) 大阪府中央区伏見町3丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 _____ 無料
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、朝日新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利以外の権利を有していません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書
事業年度（第80期）（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）2023年6月27日近畿財務局長に提出
- (2) 内部統制報告書及びその添付書類
2023年6月27日近畿財務局長に提出
- (3) 四半期報告書及び確認書
（第81期第1四半期）（自 2023年4月1日 至 2023年6月30日）2023年8月14日近畿財務局長に提出
（第81期第2四半期）（自 2023年7月1日 至 2023年9月30日）2023年11月14日近畿財務局長に提出
（第81期第3四半期）（自 2023年10月1日 至 2023年12月31日）2024年2月14日近畿財務局長に提出
- (4) 臨時報告書
2023年6月30日近畿財務局長に提出
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2024年6月27日

兵機海運株式会社

取締役会 御中

あると築地有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松山 元浩

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川島 淳一

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている兵機海運株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第81期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、兵機海運株式会社の2024年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

兵庫埠頭物流センターの有形固定資産の減損の兆候の有無に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、当事業年度の貸借対照表において、港運・倉庫事業セグメントの兵庫埠頭物流センターに係る有形固定資産を2,872百万円計上しており、当該金額は有形固定資産全体の約43%を占めている。</p> <p>港運・倉庫事業セグメントにおける倉庫事業は、一般貨物の取扱いに加え、引火性液体を含む危険物等の高付加価値貨物の取扱いを新たな収益源とし、2020年1月より兵庫埠頭物流センターとして危険物倉庫を2棟、2022年11月に1棟を増設し、順次設備投資が実施されている。</p> <p>このような状況のもと、倉庫事業においては物流業界における2024年問題に伴い、価格の競争力、危険物取扱業者との協力体制の構築の成否、神戸地区の倉庫需要など事業の不確実性が高まっていることから、当該有形固定資産の減損の兆候の適切な把握について、より慎重な検討を行う必要がある。</p> <p>以上より、当監査法人は、兵庫埠頭物流センターの有形固定資産の減損の兆候の有無に関する判断の妥当性を監査上の主要な検討事項と判断した。</p>	<p>当監査法人は、兵庫埠頭物流センターの有形固定資産に関する減損の兆候の有無に関する判断の妥当性を評価するため、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 会社が構築した減損の兆候の適切な把握に関連する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。この評価にあたっては、特に減損の兆候を把握する基礎となる資産または資産グループの識別に不合理な仮定が採用されることを防止又は発見する統制に焦点を当てた。</p> <p>(2) 経営者とのディスカッションの実施や取締役会の議事録の閲覧及び関連する事業についての質問を実施し、把握された事象が減損の兆候に該当しないかどうかを検討した。</p> <p>(3) 減損の兆候の有無の判断の妥当性を評価するため、その根拠について財務責任者に質問するとともに、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減損の兆候判断に利用した営業損益が適正な決算数値と一致していることを確認した。 ・会社が利用した土地の価格指標に基づく市場価格について、公示価格、路線価及び固定資産税評価額等と照合することで、市場価格の著しい下落が生じていないことを確認した。

その他の事項

会社の2023年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2023年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業を前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、兵機海運株式会社の2024年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、兵機海運株式会社が2024年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人に対する、当事業年度の会社の監査証明業務に基づく報酬及び被監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2024年6月27日
【会社名】	兵機海運株式会社
【英訳名】	HYOKI KAIUN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大東 慶治
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島3丁目6番地1
【縦覧に供する場所】	兵機海運株式会社 大阪支店 (大阪市住之江区南港中6丁目3番44号) 兵機海運株式会社 東京支店 (東京都中央区京橋2丁目6番14号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役大東慶治は、当社の第81期（自2023年4月1日 至2024年3月31日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2024年6月27日
【会社名】	兵機海運株式会社
【英訳名】	HYOKI KAIUN KAISHA, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大東 慶治
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	神戸市中央区港島3丁目6番地1
【縦覧に供する場所】	兵機海運株式会社 大阪支店 (大阪市住之江区南港中6丁目3番44号) 兵機海運株式会社 東京支店 (東京都中央区京橋2丁目6番14号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である大東慶治は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有している。当社は、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものである。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2024年3月31日を基準日として行なわれており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行なった上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行なった。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の前事業年度の売上高の金額が高い拠点から合算していき、前事業年度の売上高の概ね2/3に達している事業拠点を「重要な拠点」とし、さらに、選定した重要な事業拠点において企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売上原価、売掛金に至る業務プロセスを評価の対象とした。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係わる業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して、重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価対象に追加しており、評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれのプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務観察、内部統制の実施記録の検証等の手続きを実施することにより、当該統制上の要点の整備及び運用状況を評価した。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

付記すべき事項はありません。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。